

2026

第2編 学校教育

I 教育指導

1 指導のポイント

＜令和8年度「指導のポイント」の基本方針＞

「北九州市教育大綱～「こどもまんなか」で、質の高い教育環境の充実を～」では、5つの柱①「全てのこどもにとって『居心地のよい学校』をつくる」②「こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる」③「誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進める」④「自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高める」⑤「地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てる」が掲げられた。

この柱に基づき、子どもの可能性を引き出すための新しい学校教育の重点（キーワード）として、「居心地の良い学校」「先進的な学び」「志と人間力を高められる環境」「学校の自律性と教職員のウェルビーイング」「こどもを見守り支え、育てる」「ワーク・ライフ・バランスの充実」を掲げ、教育大綱の柱に沿って、重点的な取組やその方向性を示した。

① 全てのこどもにとって「居心地のよい学校」をつくる
＜「こどもまんなか」の教育施策の推進＞

- こどもの意見表明の重視
 - ・「こどもの自発的、自主的な活動」であることを踏まえた学級会や委員会活動、児童会や生徒総会などを計画実施する。
 - ・主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協力しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育む主権者教育を行う。

- 「生命（いのち）の安全教育」を推進
 - ・「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き」などを参考に、年間指導計画に位置付け、発達の段階に応じた指導を実施する。
 - ・特別な配慮を必要とする児童生徒への指導においては、関係機関と連携する等、個々の実態に合わせて対応する。

- 人権教育・道徳教育の推進
 - ・「新版いのち」や「北九州子どもつながりプログラム」等を活用する。
 - ・「考え、議論する道徳」となるよう、意図を明確にした多様な指導方法を工夫する。
 - ・道徳主任を中心とした各学校の道徳教育の重点や推進すべき方向についての教師間での共通理解や連携を図る。
 - ・「北九州道徳郷土資料」を活用する。

② こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる

＜主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善＞

- 認知機能やコミュニケーション力の育成
 - ・コグトレ活用ハンドブックや「kitaQせんせいチャンネル」（コグトレ関連ページ）の活用等によるコグトレを推進する。

- 「北九州子どもつながりプログラム」の活用
 - ・非認知能力（学びに向かう力、人間性等）の醸成
 - ・「北九州学びと育ちアンケート」や「学びに向かう力アンケート（非認知能力に関するアンケート）」の調査結果を授業改善や学校マネジメントに活用する。

- 市立高校の特色化・魅力化の推進、探究学習における小中高連携
 - ・市立高校の産官学民と連携した探究的な学びから学ぶ。
 - ・市立高校の先進的なICT活用の取組から学ぶ。
 - ・特色ある入試（コミュニケーション型・プレゼンテーション型選抜方式）から学び、指導に生かす。

③ 誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進める

＜個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進＞

- 学力向上の推進
 - ・「授業改善」「学力定着」「読書推進」を全校共通の重点取組として推進する
 - ・AI型学習アプリを全校に導入（R8.7～）し、個別最適な支援と学びの充実を図る
 - ・授業改善、学力定着に係る推進指定校（マナビット・リーディングスクール）を設定し、その成果を市内に広く共有する。

- 体力向上の推進
 - ・「体育『好きっちゃ』プログラム（北九州市体力向上プログラム）」を活用し、体力テスト前に補助運動を実施する。
 - ・体力テストの結果を踏まえた、1校1取組を実施する。
 - ・「マナビット・リーディングスクール」等の先行事例を参考に、授業力の向上と、小中の系統性を踏まえた授業改善を図る。

- 健康の保持
 - ・学校医等や家庭と連携し、児童生徒の健康状態を把握する。
 - ・学校の実情に応じた「学校保健計画」を作成する。
 - ・学校保健計画に基づき教育活動全体を通じた保健教育を推進する。
 - ・養護教諭等の専門性を生かした取組や関係機関との連携による児童生徒の主体的な健康づくりを促進する。

● 食育の推進

- ・教育活動全体を通じた「食に関する指導の全体計画」を作成する。
- ・全体計画に基づいた各教科等と連携した食に関する指導を充実する。
- ・給食の時間を中心とした指導の充実と食物アレルギー対応や窒息事故を防止する。
- ・栄養教諭の専門性を生かした食に関する個別的な相談指導等を実施する。

● 小中一貫教育の推進

- ・コミュニティ・スクールを活用した「地域と共にある」小中一貫教育を推進する。
- ・9年間を通して目指すこども像を中学校区で設定し、9年間の連続性・系統性を生かした教育課程を編成する。
- ・相互乗り入れ授業（小学校高学年の専科指導含む）を実施する。

● 不登校・いじめ対策

- ・プロアクティブ（常態的・先行的）な生徒指導を行う。
- ・多様な学習場所への柔軟な対応を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応を行う。
- ・学校いじめ対策組織の機能強化 平常時の確認
- ・関係機関、保護者、地域等の連携含む「チーム学校」で対応する。

● 特別支援教育の推進

- ・通常の学級における、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを行う。
- ・障害のある子どもの適切な学びの場の検討及び進路指導を行う。
- ・校内委員会の機能強化による校内支援体制の充実を行う。

● 学びの機会の確保

- ・ステップアップルームや「未来へのとびらオンライン教育支援室」、教育支援室、フリースクールなど、多様な学びの場を活用する。
- ・GIGA端末で教室や家庭、その他の場所とつなぐ。
- ・令和6年度長期欠席対策研究モデル校等実践事例集を参考に、ステップアップルーム運営の充実を図る。

● 外国語教育の推進

- ・従来のスタンダードカリキュラムと合わせて、北九州市型外国語教育ハンドブックを活用し、言語活動の充実を図る。
- ・グローバル人材の育成に向け、小中の9年間を見通して、各段階で適切な指導を行う。
- ・小学校1・2年生から英語に親しむ活動を取り入れる。

● 探究学習等の教科横断的な学習の充実

- ・教科等横断的な視点に立った年間指導計画を作成・共有する。

- ・地域や学校外の専門家等との連携により、授業内容の深化を図る。
- ・学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力）を各教科で身に付けるための具体的な取組を推進する。

● 本市の特色を活かした教育活動の推進

- ・SDGsの視点に立った地域教材資料集「わくわく！北九州」、「KITAKYUSHU SDGs Action」を活用する。
- ・市の環境施設を活用した「環境アクティブ・ラーニング」を実施する。
- ・外国人児童生徒の在籍校における異文化交流や、地域の外国人や留学生との交流など、地域と連携した国際理解教育を実施する。

- クラウドで他者の考えを参照しながら自分の考えを形成・習得・活用・探究の過程の中で、「見方・考え方」を働かせながら、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたりする学習場面でのクラウド活用を推進する。

④「自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高める」

<働き甲斐があり、誇りを持ってこどもに向き合える職場づくり>

● 教職員の育成・資質の向上

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通じた指導力向上を図る。
- ・Plantを活用した教職員の主体的な研修を受講する。
- ・「Plantを活用した対話による受講奨励の手引」を使った管理職による受講奨励を行う。

● 教職員の負担軽減による教育環境の充実

- ・長時間勤務を是正し、教師の健康を守ることにより、日々の生活や教職人生を豊かにするウェルビーイング向上を図る。
- ・教師や事務職員、支援スタッフが業務を分担し「協働」することへのシフトチェンジの徹底による「チーム学校」の実現を図る。
- ・働き方改革と教育の質の向上とが両立することへの共通認識をもち、学校の組織体制の在り方等の見直し・検討を行う。

● 学校マネジメント能力の向上

- ・管理職対象マネジメント研修や管理職対象「ミニ育研!」、学校力向上支援訪問等を活用する。
- ・管理職の学校マネジメントに関連した勤務時間の管理、及び業務分担の見直し等による、働き方改革の実効性の向上を図る。

- 全ての教職員が能力を発揮できる組織風土の醸成
 - ・男女の人権尊重や各々の立場からの学校経営への参画、個性と能力の十分な発揮等が実現される職場環境の構築を図る。
- 学校運営の見直し
 - ・2学期制実施、学校行事の精選、授業時数の適正化、各学校の実態に合わせて従来の慣習を見直す。
- 学校ビジョンに基づく学校運営の支援
 - ・特色ある教育課程の推進のために、学校応援基金を活用する。
- 校務DXの推進、ICTの活用による授業支援・生徒指導支援
 - ・クラウド環境を生かした業務を推進する。
 - ・授業準備や校務分掌に係る業務、学級事務などへの生成AIを活用する。
 - ・自動採点システムの活用による採点作業の効率化を図る。

⑤ 地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てる
 <地域の課題に主体的に取り組み、貢献する人材の育成>

- 地域・企業、NP0等との連携
 - ・部活動地域展開を推進し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
 - ・部活動指導員や部活動外部講師を活用する。
 - ・合同部活動や連携部活動を実施する。
 - ・短時間に合理的で、かつ効率的・効果的な活動を推進する。

- 地域の連携
 - ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する。
 - ・学校運営協議会を活用し、地域に学校の現状や考えを率直に語るとともに地域の意見を十分に聞く。
 - ・地域との協働的な学校運営を通し地域社会にある教育資源のネットワーク化を図る。

- 家庭との連携
 - ・「北九州市子どもを育てる10 か条」の普及を図る。
 - ・家庭教育リーフレット「きほんのき」の普及を図る。
 - ・「家庭学習チャレンジハンドブック」を活用する。
 - ・地域学校協働本部の充実による保護者が持つ教育資源のネットワーク化を図る。
 - ・学校運営協議会を活用し、保護者に学校の現状や考えを率直に語るとともに保護者の意見を十分に聞く。

2 教科用図書（令和8年度）

① 小学校用

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版
書 写	光村図書出版
社 会	教 育 出 版
地 図	帝 国 書 院
算 数	啓 林 館
理 科	大日本図書
生 活	東 京 書 籍
音 楽	教育芸術社
図画工作	開 隆 堂
家 庭	東 京 書 籍
保 健	光 文 書 院
英 語	光村図書出版
道 徳	日本文教出版

② 中学校用

種 目		発 行 者
国 語		光村図書出版
書 写		光村図書出版
社 会	地理的分野	帝 国 書 院
	歴史的分野	日本文教出版
	公民的分野	教 育 出 版
地 図		帝 国 書 院
数 学		啓 林 館
理 科		啓 林 館
音 楽	一 般	教育芸術社
	器 楽 合奏	教育芸術社
美 術		光村図書出版
保 健 体 育		G a k k e n
技 術 ・ 家 庭	技 術 分 野	開 隆 堂
	家 庭 分 野	東 京 書 籍
英 語		光村図書出版
道 徳		日本文教出版

3 幼年期教育

① 現 状

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。

本市の幼稚園や保育所などへの就園率は、99.4%であり、これは市民が幼児期の教育の重要性を認識し大きな期待を寄せている結果と考えられる。

就学前教育は小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるものであり、小学校への円滑な接続を図ることが重要である。

② 「北九州市こどもプラン」[令和7～11年度]

◎計画の基本理念

「こどもまんなかcity」の実現

こども基本法で定める国のこども施策に関する大綱（こども大綱）等を勘案した、新たな北九州市のこども・子育て施策を推進するための計画、「北九州市こどもプラン」を令和7年3月に策定した。

このプランは、「こどもをまんなかに、子育てをもっと楽しく」「どんなときも、こどもの歩みに寄り添う」「子育て世代と若者をしっかり応援」の3つの基本方針と、基本方針を達成するための15の基本施策で構成している。

基本施策の一つとして、「幼児期までの成長を保障する幼児教育・保育の充実」を掲げ、こどもの育ちをひとしく保障する幼児教育・保育の充実や、子育て当事者が孤立しない子育て支援、保育人材の確保・定着や幼児教育・保育の質の向上に向けた支援に取り組み、子育て当事者が、安心して身近な場所でサポートを受けながら子育てができ、こどもがどのような状況にあっても誰一人取り残されず健やかに成長できるまちづくりを進める。

◎幼稚園関連の主な取組み

ア 幼児教育センター（令和5年4月設置）

公立幼稚園の担ってきた役割を継承しながら、引き続き本市の幼児教育の維持向上を図るため、幼児教育推進員や幼児教育アドバイザーが各園を訪問し、幼稚園や幼稚園の教職員等に対して、教育面からサポートする。

(ア) 所在地 八幡西区相生町20番1号
(北九州市立教育センター内)

(イ) 事業内容

- 幼稚園等に対する教育的支援
- 関係機関との連携強化

イ 幼児教育センターが行う3つの支援

(ア) 教育内容を深める支援

- 支援訪問を中心とした「各園のニーズ」に合わせた助言・支援
- 「小学校教育への円滑な連携・接続」に関する助言・支援

<北九州市架け橋プログラム検討会議>

- ・架け橋プログラムの充実を図る
- ・北九州市版架け橋期のカリキュラム
- ・小学校区版架け橋期のカリキュラム

<連携：人のつながり>

- ・保育者と教師の連携
- ・子ども同士の交流
- ・情報や場の提供の工夫

<接続：カリキュラムのつながり>

- ・カリキュラムをもとにした計画及び振り返り

<保幼小連携・接続研修会の実施>

- ・架け橋プログラムの周知及び推進

(イ) 人材を育成する支援

○研修案内等を通した先生方の学びの支援

- ・園内研修
- ・夕方オンライン講座
- ・教育センター研修

(ウ) 特別な配慮を要する幼児への対応力を身につける支援

○保育参観や園内研修等を通した幼児への関わり方への助言

○園全体の対応力の向上を図る支援

ウ 関係機関との連携

(ア) 北九州市幼児教育連絡会議（幼児教育センター主催）

(イ) 保幼小連携・接続推進連絡協議会（子ども家庭局）

(ウ) 幼児教育関連研修

（教育センター・私立幼稚園連盟・県教育委員会）

(エ) 福岡県幼児教育・保育推進協議会及びワーキンググループ（県教育委員会）

(オ) 就学前地域支援施設情報交換会

（教育委員会 子ども家庭局 福祉事業団 他）等

③ 市立小学校及び特別支援学校小学部第1学年児童の就学前教育の状況（令和8年5月1日現在）

区 分	1学年 児童数 (人)	就 園 児		不 就 園 児		就 園 児 の 内 容					
		実数(人)	就園率(%)	実数(人)	不就園率(%)	幼 稚 園		保 育 所		そ の 他	
						実数(人)	就園率(%)	実数(人)	就園率(%)	実数(人)	就園率(%)
門 司	541	538	99.4	3	0.6	259	47.9	279	51.6	0	0.0
小 倉 北	1,086	1,078	99.3	8	0.7	458	42.2	611	56.3	9	0.8
小 倉 南	1,613	1,609	99.8	4	0.2	836	51.8	747	46.3	26	1.6
若 松	621	617	99.4	4	0.6	362	58.3	237	38.2	18	2.9
八 幡 東	368	366	99.5	2	0.5	162	44.0	203	55.2	1	0.3
八 幡 西	1,691	1,677	99.2	14	0.8	996	58.9	666	39.4	15	0.9
戸 畑	355	354	99.7	1	0.3	136	38.3	215	60.6	3	0.8
合 計	6,275	6,239	99.4	36	0.6	3,209	51.1	2,958	47.1	72	1.1

注：就園率については、四捨五入した数を使用しているため総数と内容の合計が一致しない場合がある。

④ 幼稚園における在園状況（令和8年5月1日現在）

（単位：人）

区 分	合計	5歳児	4歳児	3歳児	3歳未満	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
私立幼稚園 (88)	8,790	3,135	2,944	2,604	107	668 (9)	1,166 (15)	2,452 (19)	805 (11)	628 (7)	2,739 (22)	332 (5)

注：（ ）内は園・所数。休園中の園を含む。 ※幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。

⑤ 保育所などにおける在園状況（令和8年5月1日現在）

（単位：人）

区 分			合計	5 歳児	4 歳児	3 歳児	3歳未満	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
保 育 所 など	保 育 所	計 (166)	14,116	2,628	2,742	2,574	6,172	1,345 (18)	2,897 (34)	3,169 (38)	1,077 (13)	1,047 (13)	3,470 (39)	1,111 (11)
		市立 (17)	1,341	246	271	247	577	67 (1)	264 (5)	452 (5)	91 (1)	50 (1)	198 (2)	219 (2)
		私立 (149)	12,775	2,382	2,471	2,327	5,595	1,278 (17)	2,633 (29)	2,717 (33)	986 (12)	997 (12)	3,272 (37)	892 (9)
	家庭的保育事業(15)		65	—	—	—	65	13 (3)	10 (2)	10 (2)	4 (1)	5 (1)	23 (6)	0 (0)
	小規模保育事業(46)		722	—	—	—	722	11 (1)	122 (8)	198 (13)	39 (3)	50 (3)	302 (18)	0 (0)
	事業所内保育事業(7)		100	—	—	—	100	0 (0)	14 (2)	73 (3)	13 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合 計(234)		15,003	2,628	2,742	2,574	7,059	1,369 (22)	3,043 (46)	3,450 (56)	1,133 (19)	1,102 (17)	3,795 (63)	1,111 (11)

注：（ ）内は園・所数。

※保育所には保育所型認定こども園を含む。

⑥ 認定こども園における在園状況（令和8年5月1日現在）

（単位：人）

区 分	合計	5歳児	4歳児	3歳児	3歳未満	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
私立 認定こども園 (92)	9,226	2,068	2,071	1,994	3,093	237 (4)	1,563 (15)	3,306 (33)	685 (7)	1,017 (10)	2,105 (20)	313 (3)

注：（ ）内は園数。

4 高等学校

① 高等学校

○ 北九州市立高等学校

(募集定員)

未来共創科(200名)

《スクール・ミッション》

市内唯一の「市立」高等学校の強みである北九州市のリソースを活用して「産・官・学・民」と連携・協働しながら、絶えず変化する未来の社会や世界をけん引する若者を育成します。

《教育目標》

教育活動全体を通して生徒の「生きる力」(確かな学力・豊かな心・健やかな体)を育成する。

《学校運営の基本方針》

- (ア) 他のどの高校よりも圧倒的に「多様な学びの機会」を提供する。
- (イ) 他のどの高校よりも圧倒的に「個々に対応した成長のサポート」を提供する。

5 中学校卒業者の進路状況

① 市立中学校及び特別支援学校中学部卒業者の進路状況

(令和8年3月卒業者)

進路区分				実数（人）	率（％）
進学者	高等学校	全日制	国・公立	3,908	98.3
			私立	2,566	
		定時制	公立	206	
			私立	-	
		通信制		351	
		小計		7,031	
	高等専門学校など			102	
	特別支援学校高等部			175	
	合計			7,308	
	就職している者（再掲）			1	(0.0)
専修学校などへの入学者				14	0.2
就職している者（再掲）				-	(-)
就職者				10	0.1
死亡・不詳				1	0.0
高等学校などへの進学準備者				14	0.2
家事手伝いなど				69	0.9
上記以外の者				16	0.2
卒業業者数				7,432	100.0

注1:()は「進学者」・「専修学校などへの入学者」のうち、就職している者の卒業者総数に占める比率。

注2:「家事手伝いなど」には、外国の高等学校などへ進学した者、フリースクールへ進学した者を含む。

注3:率については、四捨五入した数を使用しているため総数と内容の合計が一致しない場合がある。

② 市内中学校(国公立・私立含む)卒業者の進学率・就職率の推移

(単位:%)

区分	北九州市						県		国	
	進学率			就職率			進学率	就職率	進学率	就職率
	計	男	女	計	男	女				
平成23年3月	97.5	97.3	97.7	0.5	0.8	0.2	97.4	0.4	98.2	0.4
平成24年3月	97.2	97.0	97.3	0.5	0.8	0.1	97.5	0.4	98.3	0.4
平成25年3月	97.3	96.9	97.8	0.6	0.8	0.4	97.5	0.5	98.4	0.4
平成26年3月	97.3	97.2	97.4	0.7	1.0	0.3	97.7	0.5	98.4	0.4
平成27年3月	97.7	97.3	98.1	0.6	0.8	0.3	97.8	0.5	98.5	0.4
平成28年3月	97.7	97.5	97.9	0.5	0.8	0.3	98.0	0.5	98.7	0.3
平成29年3月	97.6	97.5	97.8	0.3	0.5	0.1	98.0	0.5	98.8	0.3
平成30年3月	98.2	98.4	98.0	0.2	0.3	0.1	98.2	0.3	98.8	0.2
平成31年3月	98.0	97.8	98.2	0.5	0.8	0.1	98.3	0.3	98.8	0.2
令和2年3月	98.0	97.9	98.2	0.4	0.6	0.1	98.1	0.4	98.8	0.2
令和3年3月	98.4	98.4	98.5	0.3	0.4	0.2	98.4	0.3	98.9	0.2
令和4年3月	98.5	98.5	98.4	0.2	0.4	0.1	98.1	0.2	98.8	0.2
令和5年3月	98.4	98.4	98.4	0.3	0.5	0.1	98.1	0.3	98.7	0.2
令和6年3月	98.3	98.2	98.3	0.3	0.5	0.1	98.1	0.3	98.6	0.2
令和7年3月	98.1	97.9	98.3	0.4	0.6	0.2	98.0	0.3	98.6	0.2

注1:就職率には、就職進学者を含む。

注2:令和7年3月より特別支援学校(中学部)の卒業者を含む

6 確かな学力の向上

(1) 少人数・小学校専科指導等

わかる授業を実現し確かな学力の向上を図るため、学習集団の多様な編制による少人数指導や小学校専科指導等を推進する。

少人数・小学校専科指導等に係る教員配置(令和8年5月1日現在)

	小学校	中学校
少人数・小学校専科指導加配教員	110校 167人	54校 116人

(2) 北九州学びと育ちアンケート

児童生徒の学習状況や生活の実態を把握し、その調査結果を基に、学力向上に向けたよりきめ細かな分析と指導を行い、学校や家庭での学習や生活習慣の改善を図る。

① 実施日

小学校

【1回目】令和8年7月6日～7月15日

【2回目】令和8年11月～12月(予定)

中学校

【1回目】令和8年7月6日～7月15日

【2回目】令和8年11月～12月(予定)

② 実施学年など

小学校第4・5学年、中学校第1・2学年

希望する特別支援学校の小学部(第4・5学年)、
中学部(第1・2学年)

③ 調査内容 ※質問調査のみ

・GIGA端末を活用したオンラインでの調査

(3) 学力向上推進

諸調査の結果を受け、具体的な改善策に取り組み、学力向上を推進する。

① 教科メンタリング教員

モデル授業を公開したり、配置校の教員の日常の授業を参観して支援・助言を行ったりして、若年教員の授業力向上を図る。

教科メンタリング教員配置状況(令和8年4月1日現在)

【中学校のみ配置】	
教科メンタリング教員数	6名
配置校	27校
配置対象者数	34名

② 授業改善・学校支援のための学校訪問

各教科等、学校経営、生徒指導、特別支援教育など指導主事による各校の課題に応じた指導助言を実施。

③ 「言葉の力」向上の推進

ア 音読暗唱活動を推進(全小学校1年～6年で、音読暗唱ブック「ひまわり」を活用)。

イ 各教科などで「言葉の力」を高める指導(言語活動)を充実。

ウ 読書活動を推進。

④ 北九州スタンダードの推進

ア 「北九州スタンダードカリキュラム」(小学校版・中学校版)の活用。

イ 「授業改善ハンドブック」・「指導と評価ハンドブック」の活用。

ウ 音読暗唱ブック「ひまわり」の活用。

⑤ 家庭学習の充実を図るための啓発活動の充実

ア 他部局と連携し、家庭・地域・企業に向けた子育て支援のはたらきかけの実施。

イ 「家庭学習チャレンジハンドブック」の活用推進。

ウ 「ひまわり教室」の実施。

⑥ 学力向上分析プロジェクト

これまでの全国学調や北九学調の結果の分析を行い、抽出校の経年変化を追うことで、その学校の児童がどのような問題を苦手としているのか、なぜその問題でつまづいているのかを学校の先生方と一緒にWS形式で研修を行い、授業改善を図る。

⑦ ひまわり教室事業

児童生徒の学習習慣の定着と基礎的・基本的な学習内容の定着を図るため、放課後等の時間帯に、小中学校の教室等を利用して、学習支援員の支援のもと、授業の復習や前の学年の振り返りなどの自主的な学習を促し、児童生徒に分かることの喜び、学習の楽しさを体験させる。

ア 令和7年度は小学校74校、中学校47校で実施。

イ 原則週2回、1回当たり1時間程度。

・小学校：算数科

・中学校：英語科・数学科

⑧ AI型学習アプリ

AI型学習アプリは、児童生徒の学習履歴(スタディログ)をAIが分析、一人ひとりの習熟度や『つまずき』の原因を即座に特定して個々の理解度に応じた最適な問題を提示することができるツールである。児童生徒に個別最適な学びを提供することで、学習への心理的障壁を下げるとともに、基礎学力の確実な定着と学習習慣の形成を図る。

7 学校図書館教育

① 趣 旨

児童生徒の読書意欲の向上を図り読書活動の幅を広げるとともに、情報を適切に活用する能力を育てるため、学校図書館の積極的かつ計画的な整備に努める。また、学校図書館図書整備計画に沿って、各校における特色ある図書館づくりを進め、読書センター及び学習・情報センターとしての機能を充実させる。

② 「子どもたちにとって魅力ある図書館づくり」の推進

ア 学校図書館の目的

- (ア) 学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成すること
- (イ) 学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること

イ 北九州市の取組

(ア) 児童生徒の読書活動の推進

- ・ 子ども読書の日(4月23日)前後の全校での取組を実施
- ・ 北九州市子ども読書の日(令和8年度は10月25日)前後2週間に全校での取組を実施
- ・ 10分間読書などの読書に親しむ時間の推進

(イ) 読書活動推進状況の把握と指導助言

- ・ 学校図書館の現状に関する調査、10分間読書等全校的な読書活動推進状況などの調査
- ・ 各調査のデータ集約・分析及び、データの分析結果を基にした各学校への指導助言

(ウ) 学校における読書活動推進事業

司書資格・司書教諭資格・有効な教員免許状を有するか、過去5年以内に実務経験を有する学校図書館職員(会計年度任用職員)を市内62の中学校区、及び特別支援学校に合計63名配置する。学校図書館職員は、校区の小・中学校または特別支援学校の学校図書館で、本の貸し出し・返却業務のほか、レファレンス、図書整理、その他の環境整備を各学校のブックヘルパーとともに行うとともに、必要な知識・技能について、ブックヘルパーや図書委員の児童生徒に助言する。

(エ) 学校図書館運営に関する講習会などの開催

- ・ 学校図書館職員・図書館主任研修会及び公共図書館職員との合同研修会
業務内容の確認と情報交換
(年間1回程度実施予定)
- ・ 学校図書館職員・ブックヘルパー合同研修会
校内での連携協力の確認と情報交換
- ・ 学校図書館教育講習会
本市の取組の周知と学校図書館運営のための組織づくりについての確認

③ 各学校における整備計画の策定

魅力ある図書館づくりを目指し、市立小・中・特別支援学校では、次の4つの観点から各校独自の整備計画を策定している。

- ア 子どもたちが立ち寄りたくなる魅力的な図書館づくりー明るく、子どもたちがふっと立ち寄りたくなるような図書館の雰囲気づくりに努める。
- イ 子どもたちが読みたくなるような図書館づくりー図書資料を充実させ、美観の維持や除籍を適切に行って、魅力ある蔵書の整備に努める。
- ウ 個性豊かな図書館づくりー学校の教育目標や地域の特性に応じた、その学校らしい個性豊かな図書館づくりに努める。
- エ 学校図書館の学習・情報センター機能の充実のため、授業で活用できる図書の整備、およびカリキュラムに即した図書館機能の充実を図る。

④ 学校図書館教育推進のための課題

- ア 具体的な目標・指導計画を明確にし、学校図書館の機能の充実、利用の推進、読書活動の推進を図る。
- イ 「学校まるごと図書館」を推進し、「身近に本、気軽に読書」の環境整備を進めるとともに、「10分間読書などの読書に親しむ時間」の設定や「すき間時間」を活用した読書を推進し、児童生徒の読書習慣の形成につながるような日常的・継続的な読書活動を行うことで、不読率の改善を図る。
- ウ 全教職員の協力のもとに、運営体制を整えとともに、児童生徒の学校図書館運営への積極的な参画を促す。また、「子ども司書養成講座」や「学校貸出図書セット」「図書館見学」など、公立図書館との連携を図る。
- エ ブックヘルパーやボランティアを活用するなどして、常時開館に努める。

8 国際理解教育

① 趣 旨

- ア 学校においては、国際社会に生きるという広い視野をもち、国を越えて相互に理解し合う態度を育てることが重要である。そのために、異文化で育った人々と共に生きる資質や能力の育成、日本人として、また個人としての自己の確立やコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目的とする。
- イ 教育委員会では、次の項目を掲げ、その具現化を図る。
- (ア) 我が国の文化と伝統に対する関心や理解を深め、日本人としての自覚と責任感を涵養する。
- (イ) 国際的な相互依存関係や人類共通の重要課題を正しく認識させ、世界的な視野から判断する力を育てる。
- (ウ) 国際協力などに積極的に参加しようとする児童生徒を育てる。
- (エ) 帰国・外国人児童生徒の学校生活への適応を図るとともに、帰国・外国人児童生徒の存在を生かして、他の児童生徒の国際性の育成に努める。

② 推進状況

- ア 北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会を中心として、適応指導・日本語指導を推進している。
- イ 国際理解教育研究サークルの活動を促進し、学校教育における国際理解教育の進め方についての研究を行っている。
- ウ 帰国・外国人児童生徒教育拠点校（小倉中央小・三郎丸小・若松中央小・光貞小・あやめが丘小・柳西中・菊陵中・浅川中）に帰国・外国人児童生徒教育専任教員（計8名）を配置し、帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備を図るとともに、適応指導・日本語指導についての実践研究を行っている。
- エ 帰国・外国人児童生徒のための日本語指導協力員（25名）が日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒の在籍校に訪問し、指導を行っている。
- オ 国際交流や国際理解教育（自文化理解・異文化理解等）に関する各学校の取組みの充実を図るために、「国際理解教育講師派遣事業」などを実施している。

③ 本市における帰国・外国人児童生徒の現状

- ア 帰国・外国人児童生徒数
（令和8年5月1日現在：学校基本調査より）

帰国児童生徒数

小学校	19
中学校	7
合 計	26

外国人児童生徒数

小学校	193
中学校	48
合 計	241

（単位：人）

イ 日本語指導を受けている帰国・外国人児童生徒数
（令和8年5月1日現在）

母語別児童生徒数

母 語	人数
中国	27
フィリピン	9
ベトナム	13
ネパール	21
インドネシア	5
英語	4
モンゴル	7
マレーシア	4
韓国語	3
その他	6
合 計	99

拠点校別児童生徒数

拠点校	人数
小倉中央小	9
三郎丸小	3
若松中央小	5
あやめが丘小	0
光貞小	6
柳西中	2
菊陵中	9
浅川中	4
拠点校以外の小学校	49
拠点校以外の中学校	12
合 計	99

（単位：人）

9 外国語教育の推進

本市の子どもたちが国際的共通語となっている英語でコミュニケーションを図る資質・能力を効果的に身に付けることができるよう、小・中学校及び高等学校に外国語指導助手を配置するとともに、小・中学校が連携した外国語教育を実施している。

(1) 小学校外国語指導助手配置事業

小学校外国語教育において、児童が、英語でコミュニケーションを図る資質・能力の素地や基礎を養うことを目的とし、外国語指導助手（ALT=Assistant Language Teacher）を配置する。1～6年の各学級担任や専科指導教員が外国人ALTを活用して、工夫しながら外国語の授業を行うことができるよう、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（略称「JETプログラム」）によるALTまたは民間企業との契約により、市内全小学校に外国人ALTを配置している。

(2) 中学校・高等学校外国語指導助手配置事業

中学校及び高等学校外国語教育において、生徒が、英語でコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けるために、外国語指導助手を配置する。JETプログラムによるALTまたは民間企業との契約によるALTを計画的に配置している。また、6月・9月・11月・2月の考査期間中の時期に対面英会話と称して、中学校のALTを希望する小学校に派遣している。

小学校外国語指導助手の人数（単：人）

年 度	JET-ALT	派遣ALT	日本人ALT	合 計
令和5年度	3	31	0	34
令和6年度	4	36	0	40
令和7年度	4	36	0	40
令和8年度	4	36	0	40

中学校外国語指導助手の人数（単位：人）

年 度	JET-ALT	派遣ALT	合 計
令和5年度	9	25	34
令和6年度	8	21	29
令和7年度	6	22	28
令和8年度	5	22	27

高等学校外国語指導助手の人数(単位：人)

年 度	JET-ALT	派遣ALT	合 計
令和5年度	1	0	1
令和6年度	1	0	1
令和7年度	1	0	1
令和8年度	1	0	1

(3) 北九州市型外国語教育

令和6年度の先行実施を経て、令和7年度から、市内全小中学校で小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した「北九州市型外国語教育」を実施し、北九州市に誇りをもち、自分の考えや気持ちを積極的に伝え、学び続ける子どもを育成している。ハンドブックの作成（せんせいチャンネルにPDFとPPデータを掲載し活用を促している）、研修の実施、拠点校における公開授業の実施等を通じて、教員のサポートを積極的に行っている。

(4) 英検ESG、英検IBA、GTECの実施

児童生徒の学習到達度状況の把握及び教師の指導工夫改善を目的に、小学校では、聞く・読む力を測定する英検ESG（希望校のみ）、中学校では、英検IBA（全校の全年）を実施している。令和6年度は、北九州市型外国語教育実施前の状況を把握するため、英検ESGは市内の全小学校で実施した。

また、中学校の外国語教育への指導と評価に生かすため、聞く・読む・話す・書く力を測定するGTEC（ベネッセ）を外国語教育リーディングスクール（対象：3年生）で実施している。

(5) ふれあい国際交流教室

北九州市での国際理解教育の取組を広く知ってもらうとともに、帰国・外国人児童生徒及びその保護者等が触れ合う機会とする。

令和7年度児童・生徒参加者数

小・中学生 21名

(6) 夏休みオンラインイングリッシュタイム・イングリッシュフェスティバル北九州

児童生徒が英語を使って表現したり、学んだ英語を試したりする機会を提供し、自ら発信し世界で活躍、貢献できる児童生徒の育成に資する機会とする。また、令和7年度からイングリッシュコンテストをイングリッシュフェスティバルに変更し、ALTタイムを設ける等、より多くの児

童生徒への参加を呼び掛けている。

令和7年度児童・生徒参加者数

○夏休みオンラインイングリッシュタイム

小・中学生 104名

○イングリッシュフェスティバル北九州

中学生 37名

10 情報教育

学校の教育活動全体を通じて情報教育を推進し、高度情報化社会に適応できる児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

(1) 学校コンピュータなどの整備

市立小・中・特別支援学校全校に対し、以下の基準による学校コンピュータ整備・更新を行っている。

併せて、学校ネットワーク保守管理などの整備を行う。さらに、国が推進する「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒が1人で1台を使える端末の整備を行っている。

ア 整備基準

端末種別	整備基準	端末数
教員用PC	教職員等1人1台	約7,600台
事務用PC	各校3台	約600台
教育用PC	児童生徒1人1台	約75,000台
	指導者1人1台	約700台

イ 整備校

小学校	中学校	特別支援学校	合計
126	63	8	197

ウ 校内LANの整備

平成19年度までに全ての学校で、校内LANの整備を完了し、国が推進する「GIGAスクール構想」に基づき、高速大容量の校内無線LANの整備を行っている。

エ インターネット接続環境の整備

全197校で、高速インターネット回線に接続している。「GIGAスクール構想」に基づき整備された1人1台端末の通信速度の安定化を図るため、データセンターを経由せずに直接インターネットへアクセスする回線の整備を図った。

11 SDG s 教育

(令和8年5月1日現在)

(1) 環境教育推進事業

① 趣 旨

環境首都を目指す本市において、児童生徒の環境に対する認識を深め、環境保全のための主体的、実践的な態度、能力を育成するため、タカミヤ環境ミュージアム、エコタウン等の環境関連施設での体験的な学習を実施するとともに教材開発などに重点を置いた環境教育の研究を推進する。

② 内 容

小学校4年生が対象のプログラムとして、「SDG s 環境アクティブ・ラーニング」を設け、総合的な学習の時間の中で、北九州市の自然に直接触れたり、環境教育関連施設を活用したりする体験活動を行う。

(2) SDG s 教育推進事業

① 趣 旨

SDG s 未来都市、自治体SDG s モデル事業に選定された本市において、児童生徒の本市に対するシビックプライドを醸成し、持続可能な社会を創る担い手に必要な資質や能力を身に付けさせるために、SDG s の視点を踏まえた教育を推進する。

② 内 容

ア SDG s 教育推進事業推進校の指定

本事業は、環境教育・国際理解教育など、持続可能な社会の構築や担い手の育成に向けて積極的に取組を推進する学校をSDG s 教育推進事業推進校に指定し、支援を行う。

また、推進校には、地球規模の諸問題などに若者が対処できるように新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す取組に対して支援を行う。

- ・各教科等との関連性を図った環境教育などの在り方の研究
- ・「北九州市SDG s プログラム」などでの実践事例の発表
- ・SDG s の視点を踏まえた教材開発
- ・児童生徒が自ら考え、主体的な学習となる「参加体験型学習」、「学習者の主体的学習」、「現実的課題に取り組む問題解決型学習」などの開発

SDG s 教育推進事業推進校	
藤松小学校	富野中学校
小倉中央小学校	湯川中学校
市丸小学校	吉田中学校
すがお小学校	高須中学校
曾根東小学校	尾倉中学校
赤崎小学校	黒崎中学校
花尾小学校	則松中学校
鞘ヶ谷小学校	中原中学校
早鞆中学校	北九州市立高等学校
柳西中学校	小倉北特別支援学校

イ SDG s の視点を踏まえた地域教材の活用・作成

「新たな価値創造に挑戦する子ども」や「本市に誇り（シビックプライド）をもつ子ども」の育成を図るために、「SDG s の視点到った地域教材資料集（わくわく！北九州）」を小学校3年生に配布し、3・4年生の社会科授業、総合的な学習の時間を中心に活用する。また、中学1年生にSDG s の視点を踏まえた地域教材（KITAKYUSHU SDGs Action 電子書籍版）を配布・活用し、実践事例を全市に広めていく。

12 特別支援教育

(1) 特別支援学校

(令和8年5月1日現在)

学 校 名	対 象	学 部 な ど	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)	概 要
門 司 総 合 特 別 支 援	知 的 障 害	小 学 部 中 学 部 高 等 部 (小 計)	18 11 12 (41)	81 51 63 (195)	家庭からスクールバス等で通学する知的障害児童生徒及び病弱児童生徒（心身症等）が在籍している。 知的障害教育部門では、小・中・高等部の児童生徒が一人一人に応じた教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。特に、高等部では、コース制（職業専門・作業学習・生活学習）を設定している。 病弱教育部門では、小・中学校に準ずる教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。
	病 弱	小 学 部 中 学 部 (小 計)	3 4 (7)	3 18 (21)	
小 倉 総 合 特 別 支 援	肢 体 不 自 由	小 学 部 中 学 部 高 等 部 訪問教育（小中） 訪問教育（高） (小 計)	26 12 11 3 0 (52)	63 29 29 8 0 (129)	家庭からスクールバス等で通学する肢体不自由児童生徒及び病弱児童生徒（慢性疾患等）並びに市立総合療育センターに入所中の肢体不自由児童生徒が在籍している。 肢体不自由教育部門では、小・中・高等学校に準ずる教育や一人一人に応じた教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。 病弱教育部門では、主として、小・中・高等学校に準ずる教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。 このほか、重度・重複障害で通学困難な児童生徒への訪問教育（在宅、総合療育センター）、病気で入院中の児童生徒への訪問教育（市立医療センター、小倉医療センター、九州労災病院の3病院）を行っている。
	病 弱	小 学 部 中 学 部 高 等 部 訪問教育（小中） (小 計)	3 3 6 0 (12)	10 12 10 0 (32)	
北九州中央 高 等 学 園	知 的 障 害	高 等 部 (小 計)	15 (15)	105 (105)	平成19年4月1日に、軽度の知的障害のある生徒を対象に就業を目指した高等部単独の特別支援学校として、北九州市で初めて開校した。作業学習等の特色ある教育活動を通して、自立と社会参加に必要となる実践的な知識、技能、態度及び習慣を身に付けている。令和7年度入学生より職業学科を新設。令和8年4月より新校舎へ移転した。
小 倉 北 特 別 支 援	知 的 障 害	小 学 部 中 学 部 高 等 部 (小 計)	25 10 11 (46)	116 44 56 (216)	家庭からスクールバス等で通学する知的障害児童生徒が在籍している。小・中・高等部の児童生徒が一人一人に応じた教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。令和8年1月より新校舎へ移転した。
小 倉 南 特 別 支 援	知 的 障 害	小 学 部 中 学 部 高 等 部 訪問教育（中） 訪問教育（高） (小 計)	26 12 12 1 3 (54)	118 62 81 3 4 (268)	家庭からスクールバス等で通学する知的障害児童生徒が在籍している。小・中・高等部の児童生徒が一人一人に応じた教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。また、重症心身障害児（者）施設やまびこ学園（社会福祉法人）に入所中の生徒に訪問教育（施設内）を行っている。
小 池 特 別 支 援	知 的 障 害	小 学 部 中 学 部 高 等 部 (小 計)	18 9 9 (36)	81 43 54 (178)	家庭からスクールバス等で通学する知的障害児童生徒及び障害児入所施設小池学園の入所児童生徒が在籍している。小・中・高等部の児童生徒が一人一人に応じた教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。
八 幡 特 別 支 援	知 的 障 害	小 学 部 中 学 部 高 等 部 (小 計)	21 12 11 (44)	103 51 59 (213)	家庭からスクールバス等で通学する知的障害児童生徒が在籍している。小・中・高等部の児童生徒が一人一人に応じた教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。
八 幡 西 特 別 支 援	肢 体 不 自 由	小 学 部 中 学 部 高 等 部 訪問教育（小中） 訪問教育（高） (小 計)	10 9 8 5 0 (32)	27 22 19 12 0 (80)	家庭からスクールバス等で通学する肢体不自由児童生徒が在籍している。小・中・高等学校に準ずる教育や一人一人に応じた教育を受けながら、自立や社会参加を目指している。 また、重度・重複障害で通学困難な児童生徒への訪問教育（在宅）、病気で入院中の児童生徒への訪問教育（市立八幡病院、産業医科大学病院、JCHO九州病院の3病院）を行っている。
合 計			339	1,437	

(2) 特別支援学級

特別支援学級は、小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級で、北九州市立小・中学校には、下記の特別支援学級がある。

●市立小学校特別支援学級一覧<令和8年5月1日現在>

区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴、病・身	区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴、病・身	区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴、病・身	区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴、病・身	
門司	大積		●		小倉北	中島	●	●		若松	青葉	●	●		八幡西	大原	●	●		
	小森江	●	●			西小倉	●	●			赤崎	●				折尾西	●	●		
	白野江					日明	●	●			江川	●	●			折尾東	●	●		
	大里東	●				南丘		●			鴨生田	●	●			香月	●	●		
	大里南	●				南小倉	●	●			くきのうみ	●				楠橋	●	●		
	大里柳	●	●		小倉南	市丸					小石		●			熊西	●	●		
	田野浦					合馬					高須	●				黒畑	●	●		
	西門司	●	●			長行	●	●			花房	●	●			黒崎中央	●	●		
	萩ヶ丘	●				企救丘	●	●			ひびきの	●	●			上津役	●	●		
	柄杓田					北方	●	●			深町	●	●			木屋瀬	●	●		
	藤松	●	●			朽網	●	●			藤木	●	●			竹末				
	松ヶ江北			●病		葛原	●	●			二島	●				千代	●	●		
	松ヶ江南	●	●	●難		広徳	●	●			若松中央	●	●			筒井				
	港が丘	●	●			志井	●	●		祝町				塔野			●			
	門司海青	●				城野	●	●		枝光	●			中尾		●	●			
門司中央	●			新道寺		●			大蔵	●			鳴水	●		●				
小倉北	藍島	休校				すがお		●		八幡東	河内					則松	●			
	足原	●	●			曽根	●	●			皿倉	●	●			萩原	●	●		
	足立	●				曽根東	●	●			高槻					引野	●	●		
	泉台	●				高蔵	●	●			高見		●			星ヶ丘	●	●		
	到津	●	●			田原	●	●			槻田		●			本城	●	●		
	井堀	●				徳力	●	●			花尾		●			光貞	●	●		
	今町	●				長尾	●	●			ひびきが丘	●	●			八見	●	●		
	貴船					貫	●	●			八幡		●			八枝	●	●		
	清水	●	●		沼	●	●		八幡西		青山	●	●		戸畑	あやめが丘				
	霧丘	●	●		東朽網						赤坂	●				一枝	●	●		
	小倉中央	●	●	●難	守恒	●	●				浅川	●	●	●難		大谷	●			
	桜丘	●			湯川	●	●			穴生	●	●		鞘ヶ谷		●				
	三郎丸	●	●		横代	●	●			池田	●	●		天籟寺		●	●			
	寿山		●		吉田	●	●			医生丘	●	●		戸畑中央		●	●			
	富野	●	●		若園	●	●			永犬丸	●	●		中原		●	●			
中井	●	●						永犬丸西			●		牧山	●		●				

知的：知的障害特別支援学級

自閉症・情緒：自閉症・情緒障害特別支援学級

難聴：難聴特別支援学級

病・身：病弱・身体虚弱特別支援学級

●市立中学校特別支援学級一覧＜令和8年5月1日現在＞

区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴	区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴	区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴	区	学校名	知的	自閉症・情緒	難聴
門司	東郷				小倉南	企救	●	●		若松	石峯	●	●		八幡西	折尾	●	●	
	戸ノ上	●				広徳	●	●			向洋					香月	●		
	早鞆					志徳	●	●			高須	●	●			熊西	●		
	松ヶ江	●				城南	●	●			洞北	●				黒崎	●	●	
	緑丘	●				菅生	●	●			二島	●	●			上津役	●	●	
	門司	●	●			曽根	●	●			若松	●	●			木屋瀬	●	●	
	柳西	●	●			田原		●		八幡東	枝光台	●				千代	●	●	
小倉北	足立	●				沼	●	●			大蔵	●				則松	●		
	板櫃	●	●			東谷					尾倉	●	●			引野			
	菊陵	●	●	●		南曽根	●				高見					本城	●		
	霧丘	●	●			守恒	●	●			中央		●			八児	●	●	
	思永	●				湯川	●	●			槻田		●		戸畑	大谷	●		
	篠崎	●	●			横代	●	●			花尾		●			高生	●	●	
	白銀					吉田	●	●		八幡西	浅川	●	●			飛幡	●		
	富野	●									穴生	●	●			中原	●	●	
	ひまわり										永犬丸	●	●						
	南小倉		●								沖田	●	●						

知的：知的障害特別支援学級

自閉症・情緒：自閉症・情緒障害特別支援学級

難聴：難聴特別支援学級

(3) 通級による指導（特別支援教室）

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るため、在籍校に設置した特別支援教室において、特別支援教室担当教員が週1回程度巡回して自立活動の指導を行う。

本市における通級による指導の対象者は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHDのいずれかである。

(令和8年5月1日現在)

校 種	巡回指導拠点校	指導教員教 (人)	児童生徒数 (人)
小 学 校	大 里 東 小	3	39
	清 水 小	4	51
	中 島 小	4	52
	広 徳 小	5	64
	高 蔵 小	5	63
	二 島 小	3	38
	八 幡 小	3	39
	赤 坂 小	4	50
	大 原 小	3	39
	楠 橋 小	2	26
中 学 校	黒 崎 中 央 小	3	39
	筒 井 小	4	51
	一 枝 小	3	38
	菊 陵 中	3	38
	思 永 中	2	26
	志 徳 中	2	26
市 立 高 校	中 央 中	2	26
	浅 川 中	2	25
	引 野 中	3	39
	本 城 中	3	38
市 立 高 校	思 永 中	(1)	0

※市立高校での通級による指導を利用する生徒に対しては、思永中学校より指導員が巡回し、指導する。

(4) 交流及び共同学習の推進

- ① 目 的
- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく。
- ② 交流及び共同学習の活動
- ・特別支援学校では、近隣の学校の児童生徒とスポーツやゲーム等の活動を行う学校間交流を積極的に設けている。また、児童生徒の居住する地域の学校との地域校交流では、ねらいを明確にし、学校行事や各教科等の学習に参加する等している。
 - ・特別支援学級では、児童生徒一人一人の実態に応じて、通常の学級の児童生徒と一部の教科学習や、学校行事・特別活動等を共に行っている。

(5) 医療的ケア児の支援

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行（令和3年9月）を踏まえ、医療的ケア児本人や保護者、教職員が安心して学校生活を送れるよう、様々な支援を行う。
- ① 学校配置看護師
- 医療的ケア児が在籍する市内の小・中・特別支援学校等に看護師を配置し、日常的な医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、酸素吸入等）を行う。また、特別支援学校配置看護師が、医療的ケア児の在籍する小・中学校等に巡回訪問し、看護師等へ助言するなど必要な支援を行う。
- ② 医療的ケア児支援担当及び医療的ケア学校コーディネーター
- 医療的ケアに係るマニュアルの作成及び研修等の企画立案、医療・福祉等の関係機関との連携や情報共有を行い、学校配置看護師の業務を支援する。
- ③ 通学支援
- 特別支援学校において、スクールバスでの通学が困難な医療的ケア児に対して、看護師が同乗する福祉車両で通学を支援する。

13 心の教育推進事業

(1) 北九州市道徳教育推進事業

- （文部科学省委託事業「よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」）
- ① 趣 旨
- 小・中・高等学校において、道徳教育や「考え、議論する道徳」を目指した道徳科の授業の研究を推進するとともに、その研究成果を全市に発信し、普及を図る。
- 原則として、指定期間は1か年とする。
- ② 事業の概要
- 道徳教育の充実と「道徳科」の授業を推進するため、児童生徒や地域の実態に即して、指導内容、指導方法及び多様な教材の活用等についての研究を行い、その成果の普及を図る。
- ② 令和7年度道徳教育推進事業指定校
- （小学校6校）
- 浅川小、永犬丸小、西小倉小、高蔵小、筒井小、中尾小
- （中学校7校）
- 菊陵中、松ヶ江中、早鞆中、中央中、大蔵中、霧丘中、思永中
- （高等学校1校）
- 北九州市立高校

(2)「スクールコンサート」

- ① 趣 旨
- 難病や障害を克服したキーボード奏者の渡辺知子さんや、夢を実現させてきた本市人権教育教材「新版 いのち」掲載曲を作曲したシンガーソングライター富永裕輔さんの演奏とお話を通して、感受性豊かな小・中学生に「生きること、夢をもつことの大切さ」を伝えていく。
- ② 令和7年度実施校
- (小学校6校)
- 香月小、河内小、貫小、竹末小、泉台小、横代小
- (中学校2校)
- 横代中、則松中
- (特別支援学校1校)
- 八幡特別支援
- ③ 場所 各学校の体育館

14 あいさつ運動推進事業

- (1) 事業目的
- 本市では、子どもたちに、基本的な生活習慣を定着させるための取組として、学校、家庭を挙げて「あいさつ運動」を推進している。
- あいさつ運動の推進には、学校の活動だけではなく、保護者や地域住民の参加が不可欠であることから、各学校が家庭や地域と連携したあいさつ運動を展開できるよう、広報・啓発を行う。
- (2) 事業概要
- 市内全小中学校で「あいさつ運動」が定着してきた。家庭・地域と連携して、特色ある取組を行っている学校も増えている。
- この動きを継続させるために、いじめ防止の取組の一環としても広報・啓発することで「あいさつ運動」を推進する。

15 のびのびフレンドリースクール
(小規模校特別転入学制度)

- ① 制度の目的
- 自然環境に恵まれた本市郊外の小規模な小学校において、様々な校区から来る児童や異学年の児童及び地域と交流することにより、自然を愛する心、他人を思いやる心などの豊かな人間性を培い、健康・体力の増進を図るとともに、自ら学び・考え・行動する確かな学力を身に付けることを目的とする。

- ② 制度の概要
- 小規模特認校の教育指導体制や公共交通機関を利用した通学方法などを十分考慮したうえで、通学地域外からの転入学児童を単年度ごとに募集し、教育委員会が制度の趣旨や目的に沿った教育的効果が期待できると判断した場合に限り、転入学を認める。
- ア 事業開始年度
- ・平成11年度…合馬小学校、河内小学校
 - ・平成12年度…柄杓田小学校、道原小学校
- ※道原小は、平成20年3月閉校
- イ 対象校（小規模特認校）の所在地
- ・柄杓田小学校…門司区大字柄杓田1002番地の1
 - ・合馬小学校…小倉南区大字合馬304番地
 - ・河内小学校…八幡東区河内一丁目7番2号
- ウ 転入学の条件
- ・転入学日現在、児童及び保護者が共に北九州市内に居住していること。
 - ・教育活動や地域行事等について、理解と協力ができること。
 - ・児童の負担を考慮し、原則として公共交通機関を利用して、自力でおおむね1時間以内で通学できること。なお、通学に係る交通費などはすべて保護者の負担とする。
 - ・通年通学とし、夏季間だけ・冬季間だけなど限定した短期間の転入学は認めないこととする。
- エ 児童数（令和8年5月1日現在）

【柄杓田小学校】

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児 童 数	6	3	5	1	3	1	19
うち 制 度 利用児童数	4	1	2	0	0	0	7

【合馬小学校】

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児 童 数	6	9	8	9	14	12	58
うち 制 度 利用児童数	3	7	4	8	8	8	38

【河内小学校】

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児 童 数	0	1	1	1	2	4	9
うち 制 度 利用児童数	0	1	1	1	2	4	9

16 中学生芸術鑑賞教室

特別支援学校 1校

(実施内容) 着付、茶道、華道、書道、俳句、箏、尺八など

① 趣 旨

感受性豊かな中学生の時期に、芸術性の高い演劇、音楽、美術などを鑑賞させることによって、芸術を身近に感じさせるとともに、豊かな情操の育成を図る。

② 事業内容（令和7年度実績）

ア 中学生舞台芸術鑑賞教室

対象	中学校 8校
期日	12月12日（金）
会場	北九州芸術劇場大ホール
内容	DRUM TAO「THE BEST」

イ 中学生音楽鑑賞教室

対象	中学校11校	中学校9校 特別支援学校2校
期日	11月11日（火）	11月28日（金）
会場	響ホール	響ホール
内容	「ジャンルを超えて活躍するサクソフォンの魅力」	「情熱と哀愁、自由な表現にあふれるピアソラを聴く」

ウ 中学生美術鑑賞教室

対象：中学校 5校
会場：市立美術館本館
内容：企画展等

17 優れた文化・芸術との“出会い” 創造事業

① 趣 旨

学校やホールはもとより、様々なところで優れた文化芸術と出会うことができる場や機会の創造を進め、子どもの頃から文化芸術の魅力を感じてもらうとともに、将来の文化芸術の担い手やシビックプライドの醸成を図るもの。下記の事業のほか都市ブランド創造局においても、音楽アウトリーチによる訪問コンサートなどを実施している。

② 事業内容

ア 中学校音楽科における箏の授業支援

中学校音楽科における箏の授業時間に、箏の貸出や指導員の派遣を行い、充実した箏の授業のための支援を行う。
令和7年度実施校 中学校 21校

イ 伝統文化体験事業

小中学校の各教科等の時間において、地域の方々等を講師として招聘し、児童生徒が我が国や地域の文化のよさを直接体験する機会とする。

令和7年度実施校 小学校 11校
中学校 5校

18 安全教育・対策

安全教育の目的は、児童生徒一人ひとりに自他の生命を尊重する態度を育て、生涯を通して健康で安全な生活を営むための基礎が培われるようにすることにある。

各学校での安全教育は、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて行うことを基本にしている。また、地域や関係機関との連携を促進することにより、安全教育・対策の充実を図っている。

① 概 要

ア 会議・研修会、実態調査など

安全教育・安全管理についての会議・研修会、実態調査などを、学校教育部、学校保健課、学校保健会、危機管理室危機管理課、安全・安心推進課などと連携を密にしながら、各学校・校長・教頭や安全担当教員を対象に、計画的に実施している。

イ 対 策

「学校安全計画」の適正な策定・実施や「学校危機管理マニュアル」の継続的な更新を図るとともに、「通学路安全マップ」の見直しなどによる、安全計画、安全教育、安全管理及び緊急時の校内体制について指導・助言を行っている。

ウ 安全対策用品の配備

学校への不審者侵入時の対策として、全校にさすまたを配備している。

また令和7年度中に、全校、校門付近へ「防犯カメラ」を設置した。

エ 安全教育実施状況（令和7年度）（単位：％）

項 目		実 施 状 況		
		小学校	中学校	計
指導面	・通学路の点検	100.0	100.0	100.0
	・街頭指導	100.0	100.0	100.0
	・避難訓練	100.0	100.0	100.0
管理面	・校内の安全点検（毎日、定期的）	100.0	100.0	100.0
	・心肺蘇生法	100.0	100.0	100.0
交通安全行事	・実地訓練	100.0	100.0	100.0
	・集団登下校	100.0	-	-
学校保健委員会	・学校・P T A・地域の委員会設置	100.0	100.0	100.0

③ 学童交通安全運動実践優秀校（令和7年度）

（交通事故をなくす福岡県民運動表彰）

最優秀賞1校 あやめが丘小

優良賞1校 貫小

奨励賞5校 大里東小・若松中央小・南丘小
大蔵小・光貞小



学童交通安全教室

19 ふれあい合宿・ふれあい活動

① 趣 旨

（ふれあい合宿）

生徒が豊かな自然環境の中で集団宿泊生活を通じて、学校教育活動を行うことにより、教師と生徒、生徒相互の人間的なふれあいを深め、また、自然とのふれあいや地域社会への理解を深めるなど、通常の学校生活では得がたい体験をし、心身共に調和のとれた健全な育成を図る。

（ふれあい活動）

生徒が集団活動を通じて、学校教育活動を行うことにより、教師と生徒、生徒相互の人間的なふれあいを深める。

② 対 象

市立中学校の第1学年に在籍する生徒全員を対象とする。各学校で、ふれあい合宿かふれあい活動のどちらかを選択して実施する。

③ 実施場所及び実施期間

ア 場 所

- ・もじ少年自然の家 ・かぐめよし少年自然の家
- ・玄海青年の家

イ 期 間

5月～6月（土日も含む）の2泊3日、1泊2日、日帰りの中から選択

- ・ふれあい合宿は2泊3日、1泊2日の中から選択
- ・ふれあい活動は日帰りで実施

④ 教育活動の事例

ア 講話、オリエンテーションなどの活動

（自然と人間、自立と規律、規則正しい生活の決まりなど）

イ 規律ある集団活動を通じ、責任感、社会性、基本的生活習慣を育成する活動

（あいさつの励行、役割分担の遂行、整理整頓など）

ウ 地域の自然についての理解を深める活動

（植物や動物の野外観察、星や月の観察など）

エ 体力づくりやレクリエーションなどの活動

（山登り、オリエンテーリング、ハイキング、スポーツ大会、ウォークラリー、グリーン・アドベンチャー、飯ごう炊きさんなど）

オ 言語活動を豊かにする活動

（教師と生徒、生徒相互のコミュニケーションを図る活動や作文など）

カ 創作活動を通して豊かな情操を養う活動

（伝統玩具、クラフトの制作、スケッチなど）

キ 勤労体験活動や奉仕活動

（清掃活動、農作業、草取り、花壇作りなど）

ク 映画鑑賞活動

ケ 入所式、反省会、退所式

20 部活動の振興

部活動は、生徒が自分の個性や能力を伸ばし、集中力、忍耐力などの育成や体力の向上に大きな役割を果たす教育活動である。

安全で円滑な管理・運営のために、常に部員の健康管理に努めるとともに、保護者の理解・協力を得るようにしている。また、生徒の自主性や自己責任感を育て、ゆとりある効果的な指導に努めている。

令和8年度は、顧問教員に代わって、単独で部活動指導や引率等の業務を行うことができる「部活動指導員」を30名配置できるようにするとともに、部活動指導業務をNPO法人へ委託し、顧問教員の負担軽減と指導の充実を図っている。また、部活動地域展開を推進し、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保している。

◆部活動振興予算と部活動参加率（事業開始昭和60年度）

年 度	予算 (千円)	生徒総数 (人)	部員数 (人)	参加率 (%)
令和6年度	38,970	22,059	15,690	71.1
令和7年度	39,925	21,822	15,367	70.4
令和8年度	17,374	21,396	14,699	68.7

※部活動振興予算は、令和8年度から「部活動指導員」の person 件費が別枠となったため、減少している。

◆部活動参加生徒数等の状況

《令和8年度部活動計画書より 令和8年6月1日現在》

生徒総数（21,396人）		
部活動参加生徒数 14,699人（68.7%）		不参加生徒数 6,697人（31.3%）
運 動 部 10,721人（50.1%）	文 化 部 3,978人（18.6%）	

◆区別参加率（単位：%）

区	令和6年度	令和7年度	令和8年度
門 司	74.9	71.7	70.1
小 倉 北	70.0	70.3	69.4
小 倉 南	72.5	71.7	69.1
若 松	70.0	68.5	65.7
八 幡 東	78.1	73.4	70.4
八 幡 西	67.9	70.6	67.1
戸 畑	77.4	76.6	75.3
全 市	71.4	70.4	68.7

◆外部講師による指導（令和8年6月1日現在）

運動部 51校 112人 文化部 29校 43人

【運動部】	バスケットボール(25) バレーボール(20) 卓球(8) サッカー(7) 柔道(5) 駅伝競走(1) 吹奏楽(13) 合唱(7) 箏曲(1) 演劇(1) 茶華道 (3) 音楽 (1)	ソフトテニス(13) 野球 (17) 剣道(8) 陸上(6) ソフトボール(1) バドミントン(1) 華道 (5) 美術(1) ほりかわ太鼓(1) 書茶道(1) 茶道(7) ダンス (2)
-------	---	---

◆部活動指導員による指導（令和8年6月1日現在）

運動部 16校 23人 文化部 4校 4人

【運動部】	卓球 (5) 陸上 (4) 柔道 (2) ソフトテニス (1)	剣道 (6) バレーボール (2) 軟式野球(2) バスケットボール(1)
【文化部】	合唱 (1) 吹奏楽 (2)	演劇 (1)

◆部活動開設学校数と部員数（令和8年6月1日現在）

運 動 部 活 動	校数 (校)	部員数 (人)	学校割合 (%)
バスケットボール	61	2,103	96.8
野 球	49	918	77.7
バレーボール	53	1,531	84.1
陸 上	48	1,715	76.1
サ ッ カ ー	44	881	69.8
剣 道	39	429	61.9
ソ フ ト テ ニ ス	35	1,448	55.5
卓 球	30	858	47.6
柔 道	14	180	22.2
水 泳	35	129	55.5
バドミントン	10	269	15.8
硬 式 テ ニ ス	12	15	19.0
空 手 道	20	35	31.7
体 操	14	17	22.2
ソ フ ト ボ ー ル	4	49	6.3
ダ ン ス	2	64	3.1
新 体 操	11	16	17.4
スポーツクラブ	1	15	1.5
総 合 運 動	1	15	1.5
フィギュアスケート	1	1	1.5
ゴ ル フ	1	1	1.5
駅 伝 競 走	1	30	1.5
相 撲	1	2	1.5
合 計	487	10,721	

◆部活動振興のための講話と実技教室の開催

年 度	種 目	講 師
令和2年度	部活動振興のための 研 修 会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和3年度	部活動振興のための 研 修 会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和4年度	部活動振興のための 研 修 会	福岡県部活動改革セミナー参加
令和5年度	部活動振興のための 研 修 会	福岡県部活動改革セミナー参加
令和6年度	廃 止	

◆部活動開設学校数と部員数 (令和8年6月1日現在)

文 化 部 活 動	校数 (校)	部員数 (人)	学校割合 (%)
美 術	57	1,556	90.4
放 送	24	324	38.0
吹 奏 楽	24	936	38.0
合 唱	17	275	26.9
ボ ラ ン テ ィ ア	7	121	11.1
音 楽	7	100	11.1
華 道	5	117	7.9
茶 道	5	50	7.9
科 学	2	53	3.1
家 庭	1	23	1.5
パ ソ コ ン	1	19	1.5
演 劇	2	28	3.1
リ コ ー ダ ー	1	6	1.5
将 棋	2	30	3.1
エコガーデニング	1	44	1.5
箏 曲	1	16	1.5
ほりかわ太鼓	1	24	1.5
手 芸	1	27	1.5
植 物	1	18	1.5
文 芸	1	27	1.5
書 茶 道	1	25	1.5
茶 華 道	2	55	3.1
クラフトクラブ	1	4	1.5
映 像 編 集	1	8	1.5
園 芸	1	16	1.5
図 書	2	23	3.1
総 合 文 化	2	40	3.1
創 作 活 動	1	13	1.5
合 計	172	3,978	

21 公立夜間中学校

夜間中学とは

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、外国籍の人などが義務教育を受けるために設置される夜間などに授業を行う学校である。令和7年度より秋入学の募集を開始。

名称 北九州市立ひまわり中学校

場所 北九州市小倉北区下富野一丁目2番1号

開校年度 令和6年度

22 不登校対策

不登校の要因には、本人・学校・家庭などのさまざまな背景があり、憂慮すべき状況にある。解決に向け、本市では児童生徒や保護者を対象に、さまざまな施策を実施している。

(1) 令和8年度の重点的な取組

- ① 居心地のよい学校づくりを推進し、長期欠席児童生徒の「未然防止」に努める。
- ② 学校の組織全体で、「ステップアップルーム（校内教育支援センター）」の充実等を図り、長期欠席傾向の児童生徒への「初期対応」に努め、長期化を防ぐとともに、安心できる居場所づくりに努める。
- ③ 「不登校等支援センター」をはじめ、教育支援室やフリースクール、放課後等デイサービス、子ども総合センター等の関係機関との連携を強化し、児童生徒の「社会的自立」を目指した「多様な学びの場の確保」を行う。

(2) 未然防止：不登校対策リーダー養成研修

教職員の資質向上のため、校内で不登校対策を進めるリーダー教員の養成と、校内における役割の明確化を目的として「不登校対策リーダー養成研修」を実施する。

【対象者】長期欠席・不登校対策担当教員

【日 程】令和8年5月12日（火）

(3) 初期対応：ステップアップルーム等（別室登校）の充実

不登校を含む長期欠席児童生徒が多い学校をモデル校とし、長期欠席に効果的な取組（ステップアップルームでの支援等）について実践検証する。

令和8年度は、板櫃中、湯川中、曾根中、中井小、あやめが丘小の5校が研究推進校である。

(4) 初期対応：学校支援講師研修

長期欠席児童生徒の初期対応及び長期化した児童生徒へのサポートを中心となって従事するために必要な内容の研修を実施する。

【対象者】学校支援講師

【日 程】令和8年5月19日（火）

(5) 多様な学びの保障：不登校等支援センター

令和4年度から新たに設置された機関。「教育支援室」、「未来へのとびらオンライン教育支援室」において不登校児童生徒への支援を行う。

① 教育支援室

市内4か所に設置され、小・中学生に関する不登校等の相談を子どもや保護者、学校、関係機関から受け、一緒に考えていく通所施設。

（かなだ教育支援室、あいおい教育支援室、わかぞの教育支援室、くろさき教育支援室）

② 未来へのとびらオンライン教育支援室

（通称：みらとび）

【目的】

一人1台端末を活用し、児童生徒が「規則正しい生活習慣への改善につなげる」「コミュニケーションの基礎を身に付ける」「学習への興味・関心をもつ」ように支援することで、「社会的自立」と「自ら登校を希望した際の円滑な学校復帰」に資する。

【対象者】

不登校の状態が長期継続している小学校5・6年生または中学校1～3年生で「未来へのとびらオンライン教育支援室」に登録を希望するもの。

【実施期間】

<小学校> 令和8年4月21日（火）～ 令和9年2月末

<中学校> 令和8年4月20日（月）～ 令和9年2月末

【支援内容】

「未来へのとびらオンライン教育支援室」で行っている「オンライン授業」は、児童生徒の興味・関心を高める教科等の授業をオンラインで実施するほか、キャリア教育やオンライン社会見学など、多様なプログラムを提供している。

小学校の部は「週2日コース」と「週3日コース」、中学校の部は「週3日コース」と「週5日コース」を設けており、登録希望者が自分のペースに合ったコースを選択する。

小学校「週2日コース」・中学校「週3日コース」

…「オンライン授業」で様々なプログラムによる学習支援を行う。

小学校「週3日コース」・中学校「週5日コース」

…「オンライン授業」に加え、「チャレンジデー」の中で自学自習、個別相談及び集団活動等の支援を行う。

23 生徒指導

各学校が「生徒指導提要」「生徒指導実践資料第4集」に基づき各校点検を行い、生徒指導体制を確立するとともに、「諸通達・通知」や諸手引の活用を促進し、さらに、諸会議や研修及び指導主事の学校訪問などを通して積極的な生徒指導の推進に努める。

(1) 令和8年度重点施策

- ① 学校支援体制の充実
- ② 好ましい人間関係づくりの推進
- ③ 校内生徒指導体制の確立
- ④ 長期欠席・不登校対策
- ⑤ 推進校による長期欠席対策の調査研究
- ⑥ いじめ問題への積極的な取組
- ⑦ 問題行動防止のため「生徒指導提要」「生徒指導実践資料第4集」などを活用した積極的な取組
- ⑧ 「学校危機管理マニュアル」「避難確保計画」の更新及び活用による安全対策の徹底
- ⑨ 「学校安全計画」の策定及びそれに基づいた適切な安全指導の推進
- ⑩ 防災・減災教育の推進
- ⑪ 教育相談活動の充実・スクールカウンセラーの配置
- ⑫ 薬物乱用防止の推進
- ⑬ 「少年サポートチーム」事業の推進
- ⑭ スクールソーシャルワーカー活用事業の充実
- ⑮ スクールロイヤー制度の活用

(2) 生徒指導主事・主任会議

年間計画に基づき、生徒指導に関する協議や各学校の情報交換などを中心に、区ごとに定例的に開催している。

・小中の連携を強化するために、小・中学校合同の会議とする（4月、8月は全市合同会議）。

・特別支援学校は年間を通して、八幡東区、戸畑区と合同で開催する。

・「いじめ・長期欠席への対応」「関係機関との連携」「学校事故防止」「スクールロイヤーの連携・活用」など、実践的事例をもとに協議を行うとともに、通達・通知事項の徹底や情報交換を行う。

・生徒指導の充実を図るため、「一人ひとりの自己指導能力を育成する生徒指導」を推進し、各学校における長期欠席への対応、いじめの問題などの指導のあり方について研究を推進する。

・「生涯にわたるメンタルヘルス」を基盤にした自殺予防教育について実践研究を実施する。

(3) 専任生徒指導主事・主任会議

年間2回の会議を通して、専任生徒指導主事・主任の業務内容について周知し、関係機関との連絡会や、組織的な

生徒指導の在り方、いじめ問題（いじめの積極的な認知・いじめ重大事態）、長期欠席などワークショップ型の研修を行い、各学校における生徒指導のあり方について協議を深めるとともに、専任生徒指導主事・主任の資質・実践力の向上を図る。

(4) 生徒指導のための学校訪問

- ① 目的別訪問
学校の実態に即し、必要に応じて各区担当指導主事及び関係指導主事が訪問し指導・助言する。
- ② 要請訪問（学校力向上支援訪問）
各学校からの指導主事派遣要請に基づく訪問を行い、各校の研究主題に沿って指導・助言する。

(5) 北九州市学校警察連絡協議会への助成

児童生徒の健全育成を図るため、市内の学校及び警察が連携し、問題行動の未然防止に努める。

- 協議会の事業
 - ① 小・中・高等学校が共同して行う街頭補導
 - ② 児童生徒の非行防止、安全確保、犯罪による被害防止及び被害を受けた児童生徒の保護に関する事業
 - ③ 児童生徒の健全育成のための広報活動及び啓発活動

(6) 「少年サポートチーム」推進事業

- ① 児童生徒の問題行動が多様化・深刻化し、学校や家庭だけでは解決困難な生徒指導上の問題が増加していることから、学校・教育委員会・警察などの関係機関による相互の行動連携を強化し、問題行動の未然防止や早期の解決を図るために、「少年サポートチーム」を設置する。
- ② 子ども総合センターや少年サポートセンターとの連携が即時に図れるよう、ウェルとばた内に、教員OB2人、警察官OB2人の4人で組織する。学校からの要請を受け、問題行動を起こす児童生徒やその保護者、また、被害にあった児童生徒に対し、学校訪問及び家庭訪問等を通して支援を行うなど、実効性の高い事業として積極的に推進する。

(7) スクールカウンセラー活用事業

いじめや不登校などの課題に対応するため、児童生徒などの臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師らの「心の専門家」をスクールカウンセラー（SC）として各校に配置し、生徒指導上の諸問題の未然防止・早期対応を図る。また、SCの相談・資質向上・連携強化などを担うスクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）を配置している。

(8) スクールソーシャルワーカー活用事業

社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、課題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図ったりするスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するとともに、SSWの進捗管理・資質向上・連携強化などを担うスクールソーシャルワーカー統括を配置する。

(9) ネットトラブルなどの防止及び啓発・研修事業

インターネット上のサイトやSNS等における、いじめや非行行為等の問題行動の実態を把握し、ネットトラブルなどの早期解決と未然防止に関する指導を推進する。また、啓発チラシや動画を用いて、教職員に対する対応力向上のための研修や家庭でのルール作りやフィルタリングの設定など、適切な利用がなされるよう保護者への啓発を行う。

24 開かれた学校づくり推進事業

(1) 学校開放週間

学校、家庭、地域の連携をより一層強化し、相互の信頼関係を基軸にした「開かれた学校」づくりを積極的に推進するために、10月1日から11月30日の2カ月間のうち、各校で判断した4日間以上の期間を「学校開放週間」として行う。保護者や地域住民が気軽に学校を訪れ、教育の現場を体感し、学校教育に対する理解を深める機会とするとともに、学校の情報を積極的にアピール・発信するなどの取り組みを実施する。

25 北九州市教育委員会児童生徒善行表彰「福原賞」

北九州市立の小学校・中学校・特別支援学校及び高等学校に在学する児童生徒を対象として、善行・ボランティア・地域貢献等顕彰すべき行為のあった個人及び団体を表彰する。

（令和7年度 表彰状況）

- 個人 110名
- 団体 7団体

26 学校評価の推進

① 趣 旨

学校が、保護者や地域住民らの信頼に応え、一体となって児童生徒の健やかな成長を図っていくために、教育活動などの学校運営の状況を評価・公表し、改善を図っていくことが、今日的な課題として求められている。そこで、学校評価を行うための実践的な研究を行うとともに、全市的な課題や各学校の重点課題を焦点化したスクールプランをもとにした学校評価システムの確立を図る。

② 経 過

学校教育法の改正により、平成20年度から各学校は自己評価の実施・公表及び教育委員会への報告が義務付けられた。全校長に対して、スクールプランを活用した学校評価の推進及びその充実を図っている。

27 スクールヘルパー事業

子どもに確かな学力と豊かな心など「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を生かしながら連携することが必要である。

「スクールヘルパー」は、保護者や地域の諸団体の協力を得てさまざまな知識や経験を生かしながら、学校教育の場においてボランティアとして活動し、子どもの安全対策、悩み相談及び授業の手伝いなど、さまざまな教育活動を支援し、「開かれた学校づくり」を推進することを目的とする。

① 安全対策

- ア 校内巡視、通学路の安全確保
- イ 休み時間などの子どもの相談対応

② 教育活動支援

- ア 教員と連携した教材準備や教室整備
- イ 地域の方々の経験や特技を生かした授業支援

③ 特別支援教育

学校生活における移動補助など軽微な生活支援

④ ブックヘルパー

学校図書館職員と連携した学校図書館の整備・運営支援

28 学校訪問

① 学校訪問の基本方針

「指導のポイント」に基づき、指導主事による学校訪問を行い、次の事項を重点に指導助言に努める。

- 学校評価の取組
- 校内研修の充実
- 小中一貫・連携教育の充実
- 外国語教育の推進
- ICT機器の活用
- 学力・体力向上の取組
- 道徳教育の推進
- 学校危機管理の充実

- 生徒指導の充実
- 人権教育の推進
- 特別支援教育の推進 など

② 学校訪問の種類

ア 計画訪問

(教育課程、人権教育、生徒指導等)

全市的な教育水準の維持向上を図り、円滑な学校運営が図られるように教育委員会の計画に基づいて学校を訪問し、指導助言を行う。

イ 学校力向上支援訪問

校長の描くビジョンや学校のニーズに応じて指導主事が訪問するなど、学校の自律的、組織的・継続的な研究推進、取組を支援する。

ウ マネジメント支援訪問

学校教育部と教育センターが各学校を訪問し、スクールプランに基づいた取組の実態を把握するとともに、各校が主体的に取組を進められるように、取組の具体やマネジメントについて指導助言を行う。

◆学校訪問の回数 (令和7年度実施校数)

訪問の種類 校 区		計 画 訪 問			学力 向上 支援 訪問	学校 支援 訪問
		教育 課程	人権教育 生徒指導	その他		
小 学 校	門 司	46	328	21	17	32
	小 倉 北	41	546	42	21	40
	小 倉 南	78	386	65	31	52
	若 松	43	307	33	9	26
	八 幡 東	34	292	19	9	22
	八 幡 西	52	433	66	26	64
	戸 畑	38	166	16	7	16
	小 計	332	2,458	262	120	252
中 学 校	門 司	5	187	6	0	14
	小 倉 北	18	271	23	8	20
	小 倉 南	16	327	16	6	28
	若 松	14	160	13	7	15
	八 幡 東	40	216	11	6	14
	八 幡 西	28	317	39	8	51
	戸 畑	4	80	8	4	8
	小 計	125	1,558	116	39	150
特別支援学校		4	129	126	1	16
北九州市立高校		0	17	5	1	3
小 計		4	146	131	2	19
		281				
総 合 計		5,714				

29 教育実践

(1) 教科等教育研究部会及び
特定課題対応研究部会

① 教科等教育研究部会

○目的

「教科等教育研究部会」は、各教科等における教育課程の実践研究等を、研究組織に基づいて促進し、各学校間相互の連絡を図りながら、全市的視野に立った教職員の共同研修を推進することを通して、教科の専門性に関わる資質を向上させ、人材育成つなげることを目的として教科等ごとに設置される。

○令和8年度 教科等教育研究部会一覧

小学校		中学校		特別支援学校	学校保健
1	国 語	15	国 語	28 特別支援教育	29 学校保健
2	社 会	16	社 会		
3	算 数	17	数 学		
4	理 科	18	理 科		
5	生 活	19	音 楽		
6	音 楽	20	美 術		
7	図画工作	21	保健体育		
8	家 庭	22	技術・家庭		
9	体 育	23	外国語（英語）		
10	特別の教科 道徳	24	特別の教科 道徳		
11	外国語（外国語活動）	25	総合的な学習の時間		
12	総合的な学習の時間	26	特別活動		
13	特別活動	27	特別活動（加時・加時・加時）		
14	特別活動（加時・加時・加時）				

○活動内容について

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、本市児童生徒の実態や各教科の課題に応じた研究主題を設定し、実践研究に係る体制を整備する。
- ・ 既存の施策・取組を有効活用しながら、必要に応じて、「公開授業研修会」等を開催し、授業を伴う研修会への参加機会を提供するなど、教科等の実情に応じた研修スタイルを構築する。
- ・ 教科等の実情を踏まえ、必要な研修を行う。
- ・ 必要に応じて「プロジェクトチーム」を編成し、研究成果の提供や刊行物の作成を行う。（各教科等独自のカリキュラムや事例集の作成など）

○部会組織の構成及び活動計画

部会の構成及び活動内容については、教科等の実態やニーズに応じて、適宜、編成・決定する。

② 特定課題対応部会

○運営について

必要に応じて校長会と相談・連携のもと「特定課題対応研究部会」を編成し、研究成果の提供や刊行物の作成等を行う。（※主管は教育委員会）

○令和8年度 特定課題対応教育研究部会一覧

	種 類	部 会
1	生徒指導	校則等検討部会
2	生徒指導	生徒指導部会
3	読書活動	読書活動推進部会
4	認知機能	コグトレ活用推進研究部会

(2) 授業力向上研究事業
(マナビット・リーディングスクール事業)

① 趣 旨

学習指導要領の目指す「主体的・対話的で深い学び」の実装をめざした研究推進を通して、研究成果を全市に広げ、本市の教職員の指導力の向上を目指す。

教科等及び教科横断的な実践的研究を深めたり、補充学習のシステム構築を図ったりして、成果を全市に広め、本市教育の充実と教育水準の向上を図る。

② 指定校

種別	学 校 名	教 科 等 名
授業改善	西 門 司 小 学 校	国 語
	あやめが丘小学校	社 会
	門 司 中 央 小 学 校	算 数
	藤 松 小 学 校	理 科 ・ 生 活
	高 蔵 小 学 校	図 画 工 作
	長 尾 小 学 校	体 育
	浅 川 小 学 校	道 徳
	曾 根 東 小 学 校	総合的な学習の時間
	小 石 小 学 校	特 別 活 動
	熊 西 中 学 校	道 徳
	門 司 海 青 小 学 校	複 数 教 科 等
	戸 畑 中 央 小 学 校	
補充学習	足 立 小 学 校	
	今 町 小 学 校	
	大 里 南 小 学 校	
	城 野 小 学 校	
	高 見 小 学 校	
	槻 田 小 学 校	
	板 櫃 中 学 校	
	則 松 中 学 校	
	守 恒 中 学 校	
	本 城 中 学 校	

③ 研究内容

- ア 指定校は、全職員で組織的に取り組む体制を確立し、年次を追って計画的、継続的に実践的な取組を行う。
- イ 指定校は、研究教科などについて担当指導主事や外部講師らの指導・助言を得ながら実践研究を行う。
- ウ 指定校は、積極的に授業公開及びホームページなどによる研究成果の公表を行い、市内各学校に取組の成果を広める。
- エ 指定校は、研究成果を教育委員会に提出する。

(3) 教育研究推進（自主サークル）事業

教育課題の解決に向けた自主的な研究を充実できるように、場の提供及び広報を行い、自主サークルにおける活動の活性化を図る。

サークル数（令和7年度実績）

小	中	特支	混合	合計
1	2	0	6	9

(4) 体力アップ推進事業

- ①「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」及び新体力テストの結果を受けて、各学校で「スクールプラン」を策定し、「全校体制でのPDCAサイクルの確立」「指導力向上のための日々の継続的な取組」「生活習慣・運動習慣の確立に向けた取組」に沿った取組を実践する。
- ②体育・保健体育科の授業において、児童が夢中になれる内容や授業のポイント、教具の工夫などを掲載した「授業編」や、効果的で、かつ児童生徒の体力向上に寄与する運動を掲載した「準備運動編」などをとりまとめた「体育『好きっちゃ』プログラム（北九州市体力向上プログラム）」を活用し、学校での授業の充実を図る。
- ③本市が独自に作成したオリジナルダンス「北九州市キッズダンス」（小学生用ダンス）「ダンス フォーザ フューチャー」（中学生用ダンス）を活用して、ダンスによる体力向上を推進する。
また、小中学校へダンス講師を派遣し、ダンスの取組の推進と技能の向上を図る。

(5) 学校における事務処理の効率化・負担の軽減

各校務システムを活用することにより、教職員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保を図る。

- 校務支援システム運用事業
成績管理、保健管理等の校務を自動化する総合的な「校務支援システム」の活用により、事務負担の軽減ならびに校務情報データなどの保護強化を図る。
システム稼動 平成24年4月から
- 校納金会計システムの活用
校納金会計システムの活用により、校納金事務処理の効率化・省力化を図る。
平成24年3月にシステム全校（園）導入完了
- 「学校における業務改善プログラム」等の策定
学校現場の現状と課題等を踏まえた今後の取組の方向性と進め方及び学校における業務改善の実施例を記載した「学校における業務改善プログラム」を平成29年3月に策定した。また、更なる取組を進めるため、平成31年3月に「学校における業務改善プログラム＜第2版＞」を、令和5年2月に「学校における業務改善プログラム＜第3版＞」を策定した。さらに、令和8年3

月には、より個の心身の状態に応じた業務改善を一層推進すべく、「管理職の教職員に対する『安全配慮義務』」「実態に応じた個別支援や心身の健康管理」の2点に重点を置いた内容を新たに追加した「学校における業務改善プログラム＜第4版＞」を策定した。

教職員のワーク・ライフ・バランスの充実、メンタルヘルス等の健康保持、教育環境の充実や職場環境の改善による教職員のウェルビーイング（働きやすさ・働きがい）向上を目指し、学校における業務改善を一層推進させていく。

(6) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育の推進は、義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、児童生徒の発達・成長段階に応じて、小中学校が連携してさまざまな課題に対応するものである。これにより「小中ギャップ」の解消だけではなく、学力向上や体力向上、思いやりの心を持つ、自立した子どもを育むことなどに効果が期待できる。

そこで、小学校から中学校への移行・接続が円滑に行えるよう、連続性のある教育を積極的に推進するとともに、その取組や成果を踏まえて本市の小中一貫・連携教育のあり方を検討してきた。平成25年に北九州市小中一貫・連携教育基本方針を策定し、すべての中学校区で取り組んだ。

基本方針策定から8年が経過し、国においては、「義務教育学校」が創設されるなど小中一貫教育の制度化が進められてきたため、令和3年8月に北九州市小中一貫・連携教育基本方針を改訂した。

さらに、令和4年3月に北九州市小中一貫教育ガイドを作成し、周知を図るとともに、令和4年度から、中央中学校区（八幡小・中央中）と尾倉中学校区（皿倉小・尾倉中）を小中一貫教育モデル校に設定し、取組の成果と課題を発信した。

令和6年度には、上記2校区を北九州市小中一貫教育リーディング校として設定。令和7年度からは、北九州市初の「北九州市型小中一貫教育校」に指定した。

また、令和7年度から、新たに以下の6中学校区を小中一貫モデル校として設定し、小中一貫教育の研究に取り組むとともに、全市立小・中学校においては、「9年間の活動プラン」を作成・実践した。また、各中学校区で「総合的な学習の時間等の全体計画」を作成しており、小中一貫教育を推進している。

＜令和7年度 北九州市型小中一貫教育校＞
中央中学校区（八幡小・中央中）
尾倉中学校区（皿倉小・尾倉中）

＜令和7年度 小中一貫教育モデル校＞
東郷中学校区（東郷中・大積小・白野江小・柄杓田小）
白銀中学校区（白銀中・中島小・貴船小）
横代中学校区（横代中・横代小）

石峯中学校区（石峯中・藤木小）
 八児中学校区（八児中・八児小）
 中原中学校区（中原中・中原小・一枝小）

30 土曜日授業

本市では、平成24年5月から下記の基本方針に基づいて土曜日授業が実施されている。

(1) 基本方針

各小学校及び中学校においては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民らに開かれた学校づくりを推進する観点から、土曜日に教育課程に位置付けられた授業の実施を希望する学校においては、これを行うことができることとする。

実施に当たっては、保護者、地域住民、関係団体らに対して、その趣旨を十分に説明するとともに、理解を得ることとする。

(2) 内容

① 実施回数（校長会との協議による）

- ・児童生徒の身体的負担などを考慮し、月2回を上限とすること。

② おもな実施内容

<小学校>

- ・授業参観、学級懇談会、PTA総会、運動会練習・準備、修学旅行・自然教室説明会、学習発表会・音楽会、持久走大会、周年行事、避難訓練・防災訓練、地域清掃活動、除草作業、いじめ防止教室・規範教育講演会、6年生を送る会 など

<中学校>

- ・授業参観、学級懇談会、PTA総会、修学旅行・ふれあい合宿説明会、地域清掃、生徒総会、体育大会練習・準備、進路・高校説明会、文化発表会、芸術鑑賞会、避難訓練・防災訓練、情報モラル・規範意識講演会、周年行事、生徒会役員演説会、クラスマッチ など

31 35人以下による学級編制

一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を推進し、教員が子どもと向きあう時間を確保する観点から1学級の人数を35人以下とする少人数学級（35人以下学級）を中学校2・3年生（裁量制）で実施。

32 学校支援のための講師等配置事業

長期欠席・不登校対応など、学校の課題や状況に柔軟に対応し、学校運営を円滑に進めていくため、講師等を配置する。

区分	講師配置予定人数
小学校	2人
中学校	16人

33 特別支援学級補助講師の配置事業

小・中学校の特別支援学級に講師を配置することにより、特別支援学級に在籍する児童生徒への教育の充実を図る。

区分	講師配置予定人数
小学校	18人
中学校	7人
合 計	25人

34 特別非常勤講師制度

児童生徒の個性を生かす多様な教育活動を展開するため、教員免許状所有の有無を問わず、各分野において優れた知識や技能、経験を有する社会人を特別非常勤講師として活用し、学校教育の多様化への対応とその活性化を図る。

令和8年度特別非常勤講師の配置状況及び活用教科領域

区分	配置状況	内 訳：活用教科・領域など	
小学校	30校 50人	図画工作（陶芸）、国語（書写）、理科、外国語活動など	10校
		総合的な学習の時間（稲作体験、野鳥観察、キャリア教育など）	18校
		クラブ活動（和太鼓、伝統芸能、コンピュータ、ダンスなど）	2校
中学校	6校 9人	音楽（合唱指導） 総合的な学習の時間（華道、伝統芸能など）	6校
学 校 特 別 支 援	3校 3人	自立活動（言語発達等の育成）など	3校
高等学校	0校 0人		0校

35 学校への支援体制

市民の学校教育に対するニーズの多様化により、学校が苦情処理や問題解決に多くの時間と労力を費やすケースが増えているため、下記の取組により、学校が本来の役割である教育課程の推進や生徒指導に専念できるよう支援する。

① 区担当指導主事による支援

区担当指導主事5名と全体統括1名で組織し、学校訪問による情報収集や問題発生の予防、学校単独では解決困難な事案への指導・助言、学校教育に関する相談・要望への対応、学校支援に関する施策の企画・調整などを行う。

② 学校支援チームによる支援

保護者らから学校に寄せられる学校運営に関する相談・要望のうち、対応に専門的な知識や経験が必要とするものについて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官OBなどが、学校から相談を受け、助言を行う。

③ スクールロイヤーの活用

児童生徒の指導上の諸問題や、保護者との間でのトラブル等に関し、学校がすみやかにスクールロイヤーに相談し、中立的な視点から法的助言を受けることにより、早期に問題の解決を図り、学校が子どもに適切な教育を施すことができる環境を整える。

2 参加自治体の保育所（園）、幼稚園、小・中・特別支援学校等に通っている。

令和8年度児童生徒数 約155,580人
（うち北九州市約93,140人、北九州都市圏域の事業参加市町（直方市、行橋市等15市町）約40,210人、下関市約20,250人、長門市約1,980人）

④ 対象施設（令和8年度）

全84施設

（うち北九州市38施設、直方市2施設、行橋市2施設、豊前市1施設、中間市1施設、宮若市3施設、芦屋町2施設、水巻町2施設、岡垣町3施設、遠賀町1施設、鞍手町1施設、苅田町1施設、みやこ町1施設、下関市19施設、長門市7施設）

36 こども文化パスポート事業

① 事業趣旨

子どもたちが地域の文化・歴史・自然に接することにより豊かな心を育むとともに親子のふれあう機会を増やすことを目的に、参加施設において無料または一部割引で入場できるなどの各種特典が受けられるパスポートを配布する。

② 期 間

令和8年7月17日（金）～令和8年8月31日（月）

③ 令和8年度参加自治体（全18市町）

北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、吉富町、みやこ町、下関市、長門市

④ 対象者

令和8年度中、3歳以上中学生以下で、次のいずれかを満たす人。

1 参加自治体に住んでいる。

37 特区制度を活用して設立した学校

社会を担う者としての責任を果たす自立した心を持つとともに、人として互いを尊重しあい、地球上のすべての生命との共生を図るという「自立と共生」の理念に基づいて、体験活動や社会的自立といった特定のテーマを主眼に、北九州市ならではの教育を実現するため、国の構造改革特別区域制度の規制緩和を活用し、3校が設置された。

なお、3校が活用した構造改革特別区域制度の規制緩和は、現在、全国で実施できるようになっている（特例措置の全国展開）。

① 自然体験を重視する学校

ア 学校概要

- (ア) 名 称：北九州子どもの村小学校
※平成21年4月1日名称変更
- (イ) 運営主体：学校法人 きのくに子どもの村学園
- (ウ) 開 校：平成18年4月
- (エ) 場 所：小倉南区（旧北九州市立新道寺小学校平尾分校の校地・校舎を使用）

イ 目 的

- ・ 恵まれた自然環境を生かし、地域住民との交流の中で、さまざまな学習活動を通じ、子どもたちが身をもって「自立」と「共生」の理念を理解する。
- ・ 教育委員会と連携し、体験学習プログラムの研究開発に取り組み、その成果を広く市立小学校に紹介し、総合的な学習の時間などの体験活動の充実に資する。

ウ 設立当初に活用した規制緩和

- ・ 国語や算数といった教科の一部について、自然体験活動を通して学ぶ（教育課程の弾力化）。
- ・ 校地・校舎の自己所有を要しない小学校の設置。

エ その他

- ・ 平成23年4月、小学校同敷地内に、北九州子どもの村中学校が開校。

② 心のケアを大切にする高等学校

ア 学校概要

- (ア) 名 称：仰星学園高等学校
- (イ) 運営主体：学校法人 仰星学園
- (ウ) 開 校：平成18年4月
- (エ) 場 所：八幡西区
(旧北九州市立陣山中学校の校地・校舎を使用)

イ 目 的

- ・ 不登校や引きこもり傾向にある子どもたちを対象に、その実態に応じてきめ細かく適切な支援を行い、進路の選択肢を広げることにより、社会的に自立した人材を育成する。

ウ 設立当初に活用した規制緩和

- ・ 全日制高校であっても、通信制高校の添削指導や対面指導を実施し、それを授業の一部として認定（教育課程の弾力化）。
- ・ 校地・校舎の自己所有を要しない高等学校の設置。

③ スポーツの才能を伸ばす学校

ア 学校概要

- (ア) 名 称：日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校
- (イ) 運営主体：学校法人 タイケン学園
- (ウ) 開 校：平成18年4月
- (エ) 場 所：八幡東区（旧北九州市立高等理容美容学校・高等技術工業学校の校地・校舎を使用）

イ 目 的

- ・ スポーツ選手及びその指導者を養成するとともに、健康スポーツ及びトレーナーに関する知識ならびに技能を修得するための専門教育を行い、スポーツ関連業界において役立つ人材を育成する。

ウ 設立当初に活用した規制緩和

- ・ 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校の設置。

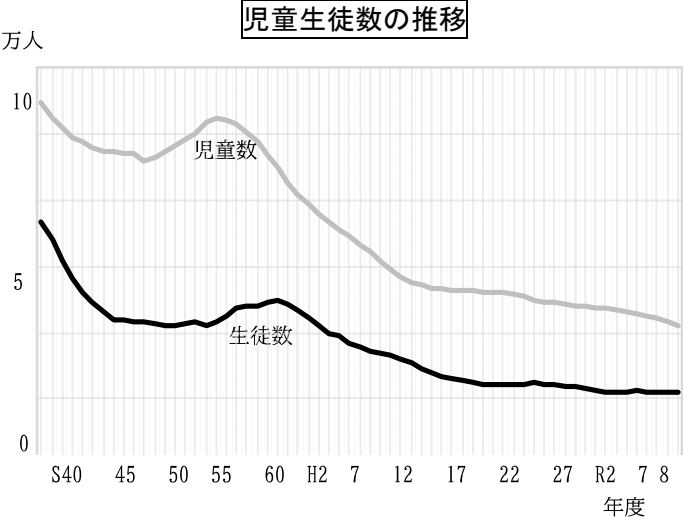
II 学校規模の適正化

1 児童生徒数及び学校数などの推移

児童数は、市発足当時の昭和38年度、109,626人であった。その後、減少傾向をたどったが、昭和49年度からは増加に転じ、昭和55年度には104,546人まで回復した。

しかし、翌年度から再び減少に転じ、令和8年度の児童数は41,199人と、昭和55年度の約39%となった。

また、生徒数も、昭和38年度、73,236人から減少した後、昭和52年度からは増加し、昭和61年度には49,585人まで回復したが、翌年度から再び減少に転じ、令和8年度の生徒数は21,372人と、昭和61年度の約43%となった。



(1) 学校数などの推移 (小学校)

年度	学校数	学 級 数	児 童 数	学 校 規 模						
				小規模		適正規模	大規模		合 計	
				〔過小規模〕	〔小規模〕	〔標準規模〕	〔大規模〕	〔過大規模〕		
				6 学級 以 下	7 学級 ～11学級	12学級 ～24学級	25学級 ～30学級	31学級 以 上		
S55	135	2,832	104,546	13(2)	9(2)	4	78	33	11	135(2)
S60	143	2,827	93,838	18(2)	10(2)	8	89	27	9	143(2)
H 2	143	2,398	75,957	28(2)	13(2)	15	98	14	3	143(2)
H 7	139	2,080	64,425	34(2)	11(2)	23	95	9	1	139(2)
H12	136	1,798	54,398	47(2)	19(2)	28	84	4	1	136(2)
H17	134	1,761	52,564	45(2)	21(2)	24	83	5	1	134(2)
H22	131	1,809	50,766	43(1)	21(1)	22	84	4	0	131(1)
H27	131	1,852	48,087	53 (1)			76	2		131(1)
R 2	129	1,874	46,455	54			72	3		129
R 7	126(1)	1,829	42,377	59			63	4		126
R 8	126(1)	1,804	41,199	64			58	4		126

(2) 学校数などの推移 (中学校)

年 度	学 校 数	学 級 数	生 徒 数	学 校 規 模						
				小規模			適正規模	大規模		合 計
				〔過小規模〕	〔小規模〕	〔標準規模〕	〔大規模〕	〔過大規模〕		
				6 学級 以 下	7 学級 ～8 〔11〕 学級	9 〔12〕 学級 ～24 学級	25学級 ～30学級	31学級 以 上		
S55	63	1,137	43,433	1	1	0 〔13〕	51 〔38〕	8	3	63
S60	68	1,267	49,028	1	1	0 〔11〕	56 〔45〕	7	4	68
H 2	70	1,210	42,050	5	1	4 〔12〕	57 〔49〕	7	1	70
H 7	70	998	34,247	13	3	10 〔21〕	53 〔42〕	4	0	70
H12	64	840	29,137	12	5	7 〔20〕	50 〔37〕	2	0	64
H17	63	747	24,965	15	9	6 〔23〕	47 〔30〕	1	0	63
H22	62	774	24,507	14	5	9 〔29〕	48 〔28〕	0	0	62
H27	62	800	23,857	14			48	0		62
R 2	62	779	22,252	20			41	1		62
R 7	62(1)	780	21,808(14)	21			41	0		62
R 8	62(1)	772	21,372(24)	21			41	0		62

注1：各年度とも5月1日現在の数値。

注2：「学校数」欄の（ ）内は休校中の小学校及び夜間中学校で別掲。

注3：「生徒数」欄の（ ）内は夜間中学校の生徒数で別掲。

注4：「学校規模」欄の（ ）内は分校で再掲。

注5：「学校規模」欄の学級数は特別支援学級及び夜間中学校学級数を除く。

注6：〔 〕内は旧基準。〔 〕外は新基準に基づき学級数を算定したもの（平成26年度から学校規模の分類基準を見直し、分類を「小規模」「適正規模」「大規模」の3分類に、中学校の「小規模」の上限を8学級、「適正規模」の下限を9学級とした）。

2 学校規模適正化の取組

本市では、昭和 60 年に「北九州市立学校児童生徒増減対策懇談会」から小中学校の規模等などのあり方について意見具申がなされ、教育委員会ではこの提言の趣旨を踏まえ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る目的で、学校規模の適正化に取り組んできた。その実績は下記のとおりである。

しかしながら、全国的な少子化の中で本市の児童・生徒数も減少し続け、小規模な学校が増加している。このため、これまでの基準では十分対応できないところもあり、教育委員会では、新たな基準「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」を平成 26 年 3 月に策定した。その後、平成 29 年 3 月に「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」(方針)を策定し、令和 6 年 6 月に改定を行った。現在、新たな方針に基づいて学校規模の適正化に取り組んでいる。

(1) 学校の統合

※統合実績及び適正化着手校は累計

年 度	小 学 校	中 学 校
昭和 62 年度		・高生中学校(浅生中学校、高峰中学校を統合)
平成 3 年度	・小倉中央小学校(小倉小学校、米町小学校を統合)	
平成 5 年度	・皿倉小学校(尾倉小学校、天神小学校、平原小学校を統合)	
平成 7 年度	・門司海青小学校(錦町小学校、丸山小学校を統合) ・門司中央小学校(庄司小学校、門司小学校を統合)	
平成 9 年度	・若松中央小学校(浜町小学校、若松小学校を統合) ・あやめが丘小学校(沢見小学校、三六小学校を統合)	・門司中学校(港中学校、吉野中学校を統合)
平成 10 年度		・若松中学校(響南中学校、星陵中学校、高塔中学校を統合) ・飛幡中学校(沢見中学校、天籟中学校、戸畑中学校を統合)
平成 11 年度	・港が丘小学校(清見小学校、古城小学校を統合)	・花尾中学校、黒崎中学校(花尾中学校、黒崎中学校、陣山中学校の 3 校を 2 校に統合)
平成 13 年度	・戸畑中央小学校(浅生小学校、戸畑小学校を統合)	・枝光台中学校(枝光中学校、枝光北中学校を統合)
平成 15 年度	・ひびきが丘小学校(大場谷小学校、山の口小学校を統合)	
平成 16 年度	・花尾小学校(平野小学校、前田小学校を統合)	
平成 18 年度	・新道寺小学校(新道寺小学校、新道寺小学校平尾分校を統合)	
平成 19 年度	・黒崎中央小学校(黒崎小学校、陣山小学校を統合)	
平成 20 年度	・すがお小学校(道原小学校、山本小学校を統合)	
平成 22 年度		・門司中学校(風師中学校、門司中学校を統合)
令和 元 年度	・松ヶ江北小学校(伊川小学校、松ヶ江北小学校を統合) ・中井小学校(北小倉小学校、中井小学校を統合)	
令和 2 年度	・花房小学校(花房小学校、花房小学校安屋分校を統合)	
令和 4 年度	・くきのうみ小学校(修多羅小学校、古前小学校を統合)	
令和 5 年度	・小森江小学校(小森江西小学校、小森江東小学校を統合)	
統 合 実 績	18 校(適正化着手校：37 校[△19 校])	8 校(適正化着手校：17 校[△9 校])

(2) 学校の分離新設

※適正化着手校は累計

年 度	小 学 校	中 学 校
昭和 62 年度		・守恒中学校(志徳中学校から分離)
平成 2 年度		・高須中学校(洞北中学校から分離)
平成 3 年度	・青葉小学校(高須小学校から分離)	
平成 14 年度	・星ヶ丘小学校(木屋瀬小学校から分離)	
平成 29 年度	・ひびきの小学校(高須小・光貞小の一部を分離)	
分離新設実績	3 校(適正化着手校：4 校)	2 校(適正化着手校：2 校)

3 新たな時代の教育デザインについて

学校を取り巻く環境は今、デジタル化（DX）やグローバル化の加速、地球温暖化、少子高齢化、さらには公共インフラの老朽化など、複雑かつ多様な課題に直面しており、これからの子どもたちは、こうした予測困難で正解のない時代を「生き抜く力」を身につけることが強く求められている。

このような「社会の変化」を見据え、従来の教育のあり方をアップデートしていく必要があることから、本市では、これまで進めてきた学校規模の適正化の枠組みに留まらず、次代に必要な学びと社会変化に対応した新しい学校像を構築するため、令和7年1月の総合教育会議において「[北九州市型みらい教育デザイン（案）](#)」を提示した。

さらに、本デザイン案に基づき、「小中一貫教育」により得られる教育効果（ソフト）と、これまでにない機能や環境等を有した「新しい学校」（ハード）を併せ持つ、施設一体型小中一貫校の検討を進め、令和7年12月の総合教育会議において、「[新たな学校のイメージの具体化について](#)」を提示した。



Ⅲ 学校施設の整備

1 小・中学校の統合

- ① 学校規模の適正化を図るための小・中学校の統合に伴い、校舎などの建設を行う。

② ア 黒崎中央小学校（平成17～20年度）

平成19年4月に旧黒崎小学校と旧陣山小学校の2校を統合し、旧黒崎小学校の敷地に統合校の新校舎を建設した。平成21年4月から使用開始。

イ すがお小学校（平成20～22年度）

平成20年4月に旧道原小学校と旧山本小学校の2校を統合。校舎は旧山本小学校の校舎を活用するとともに、特別教室棟を増設する。増設棟は、平成21年9月から使用開始。

ウ 門司中学校（平成21～24年度）

平成22年4月に門司中学校と旧風師中学校を統合し、門司中学校の敷地に校舎棟を増築する。増築棟は、平成23年12月から使用開始。

エ 松ヶ江北小学校（平成31年度）

平成31年4月松ヶ江北小学校と旧伊川小学校の2校を統合。校舎は松ヶ江北小学校の校舎を活用。

オ 中井小学校（平成31年度）

平成31年4月中井小学校と旧北小倉小学校の2校を統合。校舎は中井小学校の校舎を活用。

カ 花房小学校（令和2年度）

令和2年4月に花房小学校と旧安屋分校の2校を統合。校舎は花房小学校の校舎を活用。

キ くきのうみ小学校（令和4年度）

令和4年4月に旧修多羅小学校と旧古前小学校の2校を統合。校舎は旧古前小学校の校舎を活用。

ク 小森江小学校（令和5年度）

令和5年4月に旧小森江西小学校と旧小森江東小学校の2校を統合。校舎は旧小森江東小学校の校舎を活用。

2 学校の新設

- ① 平成28年4月に東部地区の特別支援学校の再編に伴い新設。

ア 門司総合特別支援学校（平成24～28年度）

旧門司商業高校跡地に新校舎を建設し、平成28年4月から使用開始。

イ 小倉総合特別支援学校（平成26～令和4年度）

旧北九州特別支援学校の校舎を活用するとともに、校舎棟を増築した。増築棟は、平成28年4月から使用開始。令和4年度は運動場整備を行った。

- ② 児童数の増加に伴う教室の不足や学校行事の運営面での課題を解消するため、平成29年4月にひびきの小学校を新設。



ひびきの小学校

- ③ 児童数の増加に伴う教室の不足や校舎等の老朽化の課題を解消するため、小倉北特別支援学校及び北九州中央高等学園を2校併置として建て替え整備を令和5年度から令和7年度にかけて行った。小倉北特別支援学校は令和8年1月、北九州中央高等学園は令和8年4月から供用開始している。また、令和7年度に運動場整備に着手した。

3 校舎等の建て替えなど

- ① 児童生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、校舎などの建て替えを行う。

② ア 深町小学校（平成15～20年度）

老朽化した校舎を旧星陵中跡地に移転改築し、平成20年4月から使用開始。平成20年度に旧校舎解体を行った。

イ 清水小学校（平成16～20年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成20年4月から使用開始。平成20年度は旧校舎解体、運動場整備を行った。

ウ 牧山小学校（平成16～21年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成21年4月から使用開始。平成21年度は運動場整備を行った。

エ 思永中学校（平成16～21年度）

PFI手法により、老朽化した校舎の建て替えを終え、平成21年4月から使用開始。平成21年度は運動場整備を行った。

オ 大谷小学校（平成17～20年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成21年4月から使用開始。

カ 井堀小学校（平成18～22年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成22年4月から使用開始。平成22年度は運動場整備を行った。

キ 大蔵小学校（平成21～23年度）

老朽化した校舎の一部の建て替えを終え、平成24年1月から使用開始。

ク 大里柳小学校（平成21～26年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成26年4月から使用開始。平成26年度は運動場整備を行った。

ケ 永犬丸西小学校（平成23～28年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成27年4月から使用開始。平成28年度は運動場整備を行った。

コ 城南中学校（平成23～28年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成26年8月から使用開始。平成27～28年度は運動場整備を行った。

サ 上津役中学校（平成24～29年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成28年4月から使用開始。平成28～29年度は運動場整備を行った。

シ 藍島小学校（平成24～29年度）

老朽化した校舎の建て替えを終え、平成28年9月から使用開始。平成28～29年度は運動場整備を行った。

ス 小池特別支援学校・第1期（平成29～令和3年度）

狭あい化、老朽化した校舎の第1期建て替えを終え、令和4年1月から使用開始。

小池特別支援学校・第2期（令和4～5年度）

狭あい化、老朽化した校舎の第2期建て替え及び大規模改修工事を終え、令和5年8月から使用開始。

4 エアコンの整備

① 普通教室

良好な学習環境を確保するため、平成30年度までに全ての市立小中学校の普通教室にエアコンを整備した。

学級数の増加に伴う新規教室へのエアコン設置を行う。

② 特別教室

使用頻度の高い特別教室（理科室、音楽室、美術室等）のエアコン設置に取り組む。

ア 設置状況

小学校 理科室80校

中学校 音楽室62校、美術室62校

③ 管理諸室（校長室、職員室、事務室、保健室等）

耐用年数を経過し、老朽化したエアコンを計画的に更新する。

④ 体育館

猛暑が続く状況において、安全安心で快適な学習環境を整備するため、令和12年度までの完了を目指し、体育館のエアコン設置に取り組む。

5 学校施設長寿命化計画

① 計画の策定

ア 計画策定の趣旨

本市の公共施設は、高度経済成長期にその多くが建築されており、今後一斉に更新時期を迎えることになる。

しかし、財源には限りがあるため、これらを同時期に更新することは難しく、平成27年度に策定された「北九州市公共施設マネジメント実行計画」において、「施設の長寿命化と年度ごとの費用の平準化」が基本方針の一つとされた。

本計画は、学校施設におけるこれまでの「対症療法的な維持管理」から中長期的な視点で適切に改修等を行う「予防保全型の維持管理」に転換させることで、施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの縮減と支出の平準化を図ることを目的として平成30年3月に策定した。

イ 計画の位置づけ

本市では「北九州市行財政改革大綱」及び「北九州市行財政改革推進計画」を踏まえ、今後の公共施設マネジメントを具体化していくための道標として策定された「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づき、個別の施設である「学校施設」に関する長寿命化計画を定めるものである。

ウ 計画の期間

平成30年度から令和9年度までの10年間とする。

ただし、統廃合の進捗状況等も考慮して、概ね5年後、または学校を取り巻く情勢の変化があった場合に計画の見直しを行う。

② 長寿命化の実施計画

ア 計画的な改修・整備

今後は、本計画に基づき、計画的に学校施設の改修・整備を行い、施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの縮減と支出の平準化を図っていく。

イ 事業の優先度

原則として、学校健全度の低いものから予算の範囲内で事業を行っていく。また、学校規模適正化対象校については、方針が決まるまで長寿命化の事業を保留する。

ウ 実施事業の選定

どの事業を行うかという実施事業の選定は、築年数や大規模改修等の実施状況から、より効果的な事業を選定し、施設の長寿命化と支出（事業規模）の平準化を実現していく。

エ 各年度の事業規模

具体的な各年度の事業規模は、各年度の予算編成において、他の教育施設整備費や市全体の投資的経費の規模・状況、国庫補助や国の補正予算の状況等を踏まえて決定していく。

6 校舎などの大規模改修（長寿命化改修）

① 学校施設の長寿命化を図り、安全で安心な教育環境を整備するため、平成30年3月に策定した「北九州市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に大規模改修（長寿命化改修）を実施する。

② 平成22年度実施状況（工事）

小学校11校、中学校2校

③ 平成23年度実施状況（工事）

小学校8校、中学校2校

④ 平成24年度実施状況（工事）

小学校4校

⑤ 平成25年度実施状況（工事）

小学校4校、中学校1校

⑥ 平成26年度実施状況（工事）

小学校3校、中学校2校

⑦ 平成27年度実施状況（工事）

小学校 2 校

⑧ 平成28年度実施状況（工事）

小学校 1 校、中学校 1 校

⑨ 平成29年度実施状況（工事）

小学校 3 校、中学校 2 校

⑩ 平成30年度実施状況（工事）

小学校 6 校、中学校 1 校

⑪ 令和元年度実施状況（工事）

小学校 6 校、中学校 2 校

⑫ 令和2年度実施状況（工事）

小学校 8 校、中学校 1 校

⑬ 令和3年度実施状況（工事）

小学校 8 校、中学校 1 校

⑭ 令和4年度実施状況（工事）

小学校 6 校、中学校 2 校

⑮ 令和5年度実施状況（工事）

小学校 4 校、中学校 3 校

⑯ 令和6年度実施状況（工事）

小学校 4 校、中学校 1 校

⑰ 令和7年度実施状況（工事）

小学校 3 校、中学校 0 校

⑱ 令和8年度実施計画（工事）

小学校 3 校、中学校 1 校

7 一般維持修繕

児童生徒の安全確保及び校地・校舎の危険防止を最重点に快適な教育環境の整備に取り組んでいる。

8 校地・校舎改修

小・中学校の校地や建物等で経年的に老朽化しているものについて、必要な改修などを行う。

外柵、運動場、空調設備、電気設備、給水管、雨漏り、床、扉、プール設備ほか。

9 特殊建築物定期点検

① 令和8年度実施計画

ア 小学校 44校

イ 中学校 19校

ウ 特別支援学校 3校

10 学校太陽光発電の整備

① 地球規模の環境問題に対応するため、環境負荷の低減を図るとともに、児童・生徒への環境教育及び環境問題に対する市民啓発のため、太陽光発電の整備を平成12年度より

進めている。また、平成24年度より薄膜太陽光発電パネルを設置した。

② 設置状況

平成17年度以前 小学校 9 校 (80kw)、中学校 1 校 (5 kw)

平成18年度 枝光小学校 (5 kw)

平成19年度 清水小学校、深町小学校、牧山小学校 (各 5 kw)

平成20年度 黒崎中央小学校、大谷小学校、思永中学校 (各 5 kw)、曾根東小学校 (10kw)

平成21年度 小学校40校 (395kw、井堀小学校 (5 kw) を含む。)、中学校21校 (210kw)

平成22年度 小学校 73 校 (219kw)、中学校 38 校 (114kw)、特別支援学校 6 校 (18kw)

平成23年度 大蔵小学校 (10kw)、門司中学校 (5 kw)

平成24年度 西門司小学校 (0.588kw)、八幡小学校 (0.784kw)、曾根中学校 (0.686kw)、旧・小倉北特別支援学校 (0.441kw)

平成25年度 大里柳小学校 (5 kw)

平成26年度 永犬丸西小学校 (40kw)

城南中学校 (41kw)

平成27年度 上津役中学校 (10kw)

門司総合特別支援学校 (10kw)

平成28年度 藍島小学校 (5 kw)

ひびきの小学校 (10kw)

令和3年度 小池特別支援学校 (10kw)

令和7年度 小倉北特別支援学校・北九州中央高等学校園 ※2校併置 (10kw)

11 学校施設の耐震化

① 安全で安心な学校施設の整備を推進するため、平成19年度より本格的な耐震化に着手した。

② 耐震性能の確認が必要な学校の耐震診断は、平成24年度までに完了した。診断の結果、補強工事が必要とされる施設 (Is値0.7未満の校舎など) は、平成27年度末までに耐震化を完了した。

③ 実施状況（工事）

ア 平成19年度

小学校14校

（大里東小学校、田野浦小学校、桜丘小学校ほか）

イ 平成20年度

小学校17校

（三郎丸小学校、大蔵小学校、医生丘小学校ほか）

ウ 平成21年度

小学校 4 校

（すがお小学校、高槻小学校、黒畑小学校ほか）

中学校 3 校

（足立中学校、霧丘中学校、折尾中学校）

エ 平成22年度

小学校 9 校

- (到津小学校、祝町小学校ほか)
中学校4校
(足立中学校、霧丘中学校、大蔵中学校ほか)
- 才 平成23年度
小学校31校
(守恒小学校、小森江東小学校ほか)
中学校6校
(板櫃中学校、沼中学校ほか)
- カ 平成24年度
小学校39校
(霧丘小学校、大里南小学校、本城小学校ほか)
中学校10校
(戸ノ上中学校、志徳中学校ほか)
高等学校1校
(北九州市立高等学校)
- キ 平成25年度
小学校33校
(萩ヶ丘小学校、中井小学校、天籟寺小学校ほか)
中学校15校
(柳西中学校、石峯中学校ほか)
高等学校1校
(北九州市立高等学校)
幼稚園2園
(足原幼稚園ほか)
- ク 平成26年度
小学校22校
(徳力小学校、赤崎小学校、八幡小学校ほか)
中学校18校
(篠崎中学校、洞北中学校、沖田中学校ほか)
高等学校1校
(北九州市立高等学校)
特別支援学校5校
(小倉北特別支援学校ほか)
専修学校1校
(戸畑高等専修学校)
- ケ 平成27年度
小学校9校
(伊川小学校、葛原小学校、浅川小学校ほか)
中学校9校
(向洋中学校、本城中学校、大谷中学校ほか)

IV 就学支援

1 奨学資金制度

教育の機会均等を図るため、経済的な理由により大学・高等学校などへの修学が困難な者に対して、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度である。

また、家計が急変したことにより修学が困難な者を対象に1年間貸し付けを行う「緊急貸付」の制度も実施している。

① 貸付金額（令和8年度）

区 分		貸付月額（円）
大 学	国 公 立	45,000
	私 立	54,000
高 等 専 門 学 校		21,000
高 校	公 立	18,000
	私 立	25,000

② 貸付奨学生数（令和7年度）

区 分		貸付人数（人）
大 学	国 公 立	75
	私 立	106
高 等 専 門 学 校		0
高 校	公 立	10
	私 立	35

2 杉浦奨学金制度

将来の北九州市の文化、スポーツ振興の担い手となる人材を育成するために、北九州市文化振興基金及びその運用益を活用し修学資金の一部を給付するものである。

対象者：保護者が北九州市に1年以上住所（住民票）を有する者で、芸術文化、学術、スポーツの各分野において優れた成績を残し、将来にわたり活動を継続しようとする者。

給付額：高校、中等教育学校の後期課程、高専 10万円
(年額) 短大、大学、大学院等 20万円

3 就学援助制度

経済的な理由により、市立小中学校及び県立中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費などの就学上必要な経費の一部を援助するものである。

対象者：生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯。

① 援助の種類及び年額（令和8年度）

区 分	小 学 校		中 学 校	
	対象学年	年 額 (円)	対象学年	年 額 (円)
学 用 品 費 等 ※1	1	13,230	1	25,040
	2～6	15,500	2～3	27,310
新入学学用品費	1	64,300	1	81,000
修 学 旅 行 費	実施学年	実費	実施学年	実費
宿 泊 を 伴 う 校 外 活 動 費	実施学年	交通費・見 学料の実費 (上限) 3,690	実施学年	交通費・見 学料の実費 (上限) 6,210
通 学 費	1～6	実費	1～3	実費
学 校 給 食 費	※2		1～3	実費

※1 4月認定の場合の金額

※2 小中学校は「学校給食費の保護者負担軽減事業」に伴い、保護者負担がないため、就学援助（学校給食費）の支給なし。

② 支給状況（令和7年度）

区 分	小 学 校		中 学 校	
	人 数 (人)	金 額 (千円)	人 数 (人)	金 額 (千円)
学 用 品 費 等	6,346	92,961	4,077	106,150
新入学学用品費 (入学後支給)	305	17,403	153	9,702
新入学学用品費 (入学前(3月)支給)	467	30,028	1,113	90,153
修 学 旅 行 費	1,203	31,110	1,311	80,973
宿 泊 を 伴 う 校 外 活 動 費	811	1,082	433	753
通 学 費	14	673	68	4,952
学 校 給 食 費	6,334	276,879	4,007	206,993
合 計		450,136		499,676

③ 援助者数（令和7年度）

区 分	児童生徒数 (人)	援助者数 (人)	援助率 (%)
小 学 校	42,377	6,346	15.0
中 学 校	21,808	4,077	18.7
合 計	64,185	10,423	16.2

注：児童生徒数は、令和7年5月1日現在。
(ひまわり中を除く)

V 私学助成

1 私立学校助成

(1) 私立幼稚園助成

私立幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園88園に対して、幼児教育振興費、特別支援教育推進費、子育て支援保育補助員活用費及び研修代替教員活用費などの助成を行っているほか、私立幼稚園連盟に対しても、幼稚園連盟事業費の助成を行っている。

(単位：千円)

区 分		令和8年度予算
各 園 助 成	幼 児 教 育 振 興 費 助 成	178,200
	学校関係者評価推進事業費助成	1,080
	幼稚園教諭等処遇改善事業費助成	14,418
	特 別 支 援 教 育 推 進 費 助 成	21,952
	子育て支援保育補助員活用費助成	82,080
	研 修 代 替 教 員 活 用 費 助 成	92
	私立幼稚園特別支援教育助成	61,200
	若年層保育士・幼稚園教諭への処遇改善事業	6,050
私 立 幼 稚 園 連 盟 事 業 費 助 成		11,590
私立幼稚園教諭就職支援事業助成		1,000
私立幼稚園幼児教育研究・研修費助成		1,000
私立幼稚園学校評価の質向上研究事業助成		1,100

(2) 私立小中学校助成

私立小中学校教育の振興を図るため、私立小学校4校及び私立中学校8校に対して、設備整備費及び特色教育等振興費の助成を行っている。

(単位：千円)

区 分	令和8年度予算
設 備 整 備 費 助 成 及 び 特 色 教 育 等 振 興 費 助 成	5,288

(3) 私立高等学校助成

私立高等学校教育の振興を図るため、私立高等学校15校に対して、教職員研修費、設備整備費及び特色教育等振興費の助成を行っている。

(単位：千円)

区 分	令和8年度予算
教 職 員 研 修 費 助 成 、 設 備 整 備 費 助 成 及 び 特 色 教 育 等 振 興 費 助 成	34,635

2 私立外国人学校助成

私立外国人学校教育の振興を図るため、私立外国人学校1校に対して、設備整備費の助成を行っている。

(単位：千円)

対 象 校	区 分	令和8年度 予算
九州朝鮮初中高級学校	設備整備費助成	1,744

VI 教育関連施設

1 教育センター



所在地 北九州市八幡西区相生町20番1号
 電話 641-1775 FAX 641-1833
 E-mail admin@eductr.kita9.ed.jp

① 設置目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、本市における教育の充実及び振興を図るため、教育センターを設置する。

② 基本方針と各事業の重点

ア 基本方針

(ア) 「北九州市こどもまんなか教育プラン」及び「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、教育の今日的課題の解決に資する新たな展望に立った事業を推進する。

(イ) 北九州市における学校教育の充実・発展に資するため、学校とのより密接な関係を構築し、各学校・教職員の要請に応える魅力ある事業を展開する。

(ウ) 「研修推進事業」「支援企画事業」の2事業の推進とともに、各事業相互の有機的な連携を通して、各学校・教職員の教育実践を支援し、本市教職員の資質能力の向上とさらなる人材育成に資する教育センター事業の充実を図る。

イ 各事業の重点

(ア) 研修推進事業

教職員の資質の向上及び人材育成に資する
 研修講座の実施

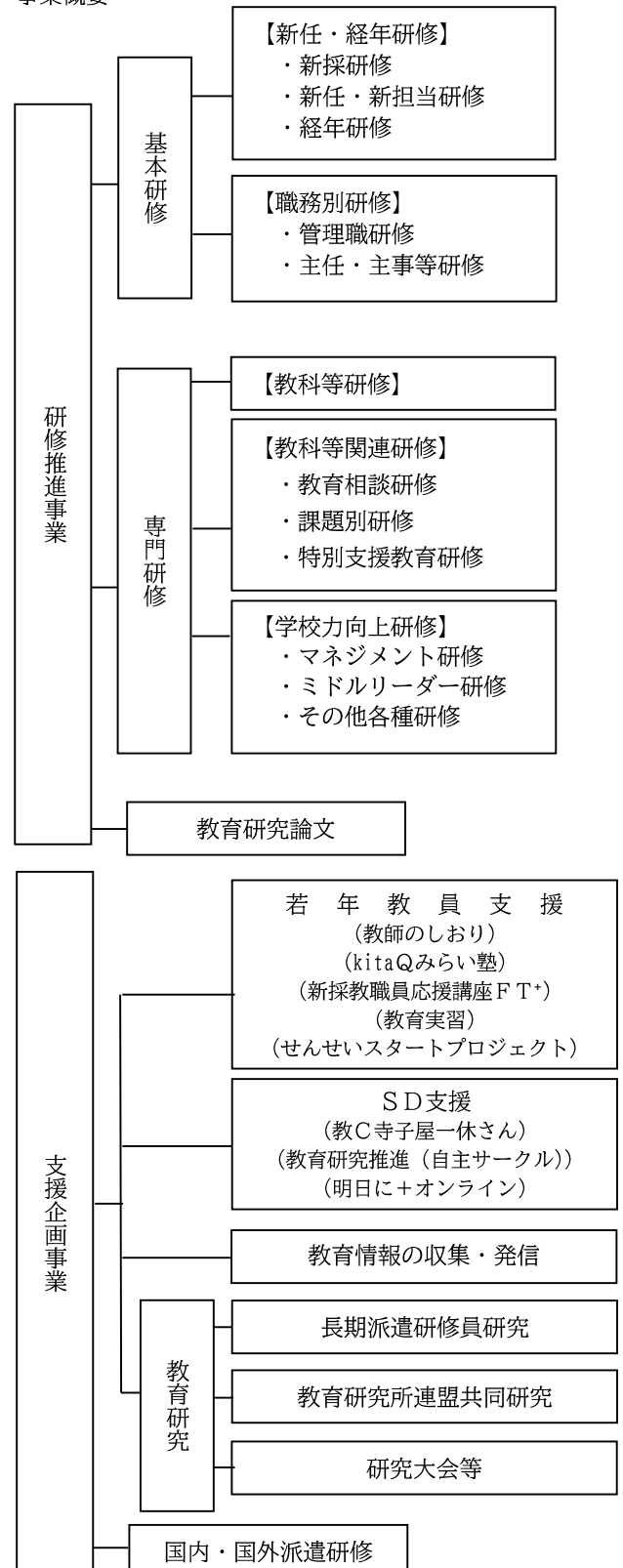
「自らPlug-in!新たな学びをCharge!」このコンセプトの下、教職員の資質の向上や人材育成に資する研修を実施する。本年度は、「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に資する全98講座199研修を実施する。

(イ) 支援企画事業

学校・教職員の教育実践支援
 及び人材確保に資する事業の展開

教育実践、教育研究や教職員の資質向上への専門的・個別的な支援機能の充実を図るとともに、本市の教職員を目指す教育実習実施協議会加盟大学の大学生や市内の高校生を対象に、教職の魅力や北九州の魅力を発信する講座やイベントを開き、事業を推進する。

③ 事業概要



ア 研修推進事業

(ア) 方針

- ◇ 社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」、「予測困難な時代」にある中で、教職員のニーズや学校課題に即した内容で、学びたい気持ちに応えることができる研修を実施する。
- ◇ 研修において「研修観の転換」を図り、内容の充実とともに実施方法の改善で、「新たな学び」がわかる・身に付くような「新たな教師の学びの姿」を実現し、学校の教育力の向上とそのための支援を行う。
- ◇ 人材育成と業務改善とを両立させながら「学び続けられる、学び合える」環境を整備する。

(イ) 本年度の重点

内容の重点

- 管理職やミドルリーダーのマネジメント力や危機管理能力を高める研修の充実 拡充：管理職選択研修〔マネジメント研修を10研修設定し、年に2研修以上受講〕「危機管理版ミニ育研！」を新採校長の悉皆研修として追加
- 若年次教員等のニーズに応じた研修の実施 継続：社会人としてのマナーや保護者対応スキル向上に向けた「コミュ AGE」研修 自己のキャリアについて振り返り、考える時間を設定(キャリアデザイン研修)
- 「主体的・対話的で深い学び」の実装に向けた研修の工夫

行い方の重点

- 研修観の転換を図り、研修において教職員の主体性・現場の経験を重視した学びを中心に研修と実践(現場)の往還を目指す
 - ・ 教職員の主体性を向上させるために研修開始時のイントロダクションを工夫
 - ・ 研修での学びを現場の実践につなげるために、研修の終末に受講者相互の対話等による振り返り(リフレクション)を実施
- 人材育成と業務改善を両立するバランスのよい集合型・オンライン型研修
- 学校経営方針・学校教育目標に沿った教育実践との連携
- 各教科等の実践や学校現場での困り感などに対する個別最適な支援
- 管理職の受講奨励と教職員の研修履歴管理を行うための「全国教員研修プラットフォーム(Plant)」の管理運用及び教職員への魅力的な研修の広報

(ウ) 教育センター研修一覧

基本研修及び専門研修で構成し、5つの内容別研修群で編成する。

基本研修は、Ⅰ群の年次研修及びⅡ群の職務別研修とする。専門研修は、Ⅲ群の教科等研修、Ⅳ群の教科等関連研修及びⅤ群の学校力向上研修の各研修とする。

<基本研修>

Ⅰ群 年次研修

【新採研修】

- ・ 新採教諭
- ・ 新採養護教諭
- ・ 新採栄養教諭
- ・ 新採学校事務職員
- ・ 新採幼稚園教諭

【新任・新担当研修】

- ・ 新任講師
- ・ 特別支援教育新担当
- ・ 新任養護助教諭
- ・ 新任栄養助教諭

【経年研修】

- ・ 二年度教諭
- ・ 二年度養護教諭
- ・ 二年度学校事務職員
- ・ 三年度教諭
- ・ 三年度養護教諭
- ・ 三年度栄養教諭
- ・ 三年度学校事務職員
- ・ 四年度教諭
- ・ 中堅教諭資質向上
- ・ 七年度教諭
- ・ 中堅養護教諭資質向上
- ・ 中堅栄養教諭資質向上
- ・ 中堅学校事務職員資質向上
- ・ 中堅教諭資質充実
- ・ 中堅養護教諭資質充実
- ・ 中堅栄養教諭資質充実
- ・ 中堅学校事務職員資質充実
- ・ 全講師

Ⅱ群 職務別研修

【管理職研修】

- ・ 新採校長
- ・ 新任副校長・新任教頭
- ・ 二年度校長

【主任・主事等研修】

- ・ 新任主幹教諭 ・ 新任指導教諭
- ・ 新任教務主任
- ・ 新任人権教育担当主任
- ・ 新任食育担当
- ・ 栄養教諭
- ・ 幼稚園ミドルリーダー
- ・ 公務員倫理
- ・ 初任者指導教員
- ・ 養護教諭

＜専門研修＞

Ⅲ群 教科等研修

- ・ 国語科
- ・ 社会科
- ・ 算数科、数学科
- ・ 理科
- ・ 生活科
- ・ 音楽科
- ・ 図画工作科、美術科
- ・ 体育科、保健体育科
- ・ 家庭科、技術・家庭科〔家庭分野〕
- ・ 技術・家庭科〔技術分野〕
- ・ 外国語科（中学校）
- ・ 障害のある児童生徒に対する各教科、各教科等を合わせた指導
- ・ 道徳科
- ・ 外国語活動・外国語科（小学校）
- ・ 総合的な学習の時間
- ・ 特別活動
- ・ 自立活動
- ・ 幼児教育
- ・ 保健教育
- ・ プログラミング教育

Ⅳ群 教科等関連研修

【教育相談研修】

- ・ 教育相談 1
- ・ 教育相談 2
- ・ 教育相談 3

【課題別研修】

- ・ 人権教育
- ・ 北九州ステップアップメソッド(コグトレ)の基礎
- ・ 北九州ステップアップメソッド(コグトレ)の活用
- ・ 探究的な学び

【特別支援教育研修】

- ・ 聞こえ方に困難のある子どもの理解と支援
- ・ 読み書きに困難のある子どもの理解と支援
- ・ 知的障害のある子どもの理解と支援
- ・ 病弱・身体虚弱のある子どもの理解と支援
- ・ 重度・重複障害のある子どもの理解と支援
- ・ 発達障害のある子どもの理解と支援
- ・ ユニバーサルデザインの学級・授業づくり

Ⅴ群 学校力向上研修

【マネジメント研修】

- ・ 裁判事例
- ・ AI 活用
- ・ 全世代コーチング
- ・ 探究的な学び
- ・ 学校組織変革マネジメント
- ・ カリキュラムマネジメント（応用編）
- ・ 人権教育
- ・ 女性が輝くワーク&ライフデザイン
- ・ コミュ AGE⁺ ・ 民間企業体験

【ミドルリーダー研修】

- ・ カリキュラムマネジメント（基礎編）
- ・ 特別支援教育におけるカリキュラムマネジメント
- ・ 若手を育てるコーチング
- ・ リスクマネジメント ・ タイムマネジメント

【その他各種研修】

- ・ 学校事務 1
- ・ 学校事務 2
- ・ 特別支援教育ミドルリーダー育成
- ・ 学校組織力向上
- ・ ワーク&ライフデザイン
- ・ 問題解決・連携協働トレーニング
- ・ インクルーシブ
- ・ 危機管理版ミニ育研！
- ・ チャレンジスクール版ミニ育研！
- ・ 次期学習指導要領を見据えた「学校づくり」研修

(エ) 初任者研修

a 目的

初任者研修は、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、新採教員に対して、採用後1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

b 対象

研修の対象となる教員は、他都市・国立学校などからの採用者を除く新採教員とする。今年度は新採教員154人（小学校71人、中学校54人、特別支援学校29人）を対象とし、各初任者研修実施校99校（小学校52校、中学校41校、特別支援学校7校）で実施する。

また、新採養護教諭3人を対象とし、初任者研修を実施する。

c 内容

○ 校外研修

新採教諭は、教育センターなどにおける校外研修（年間11研修）を受ける。

○ 校内研修

初任者配置校にあっては、初任者指導教員を置く。指導教員は、校長の指導監督を受けて、教務主任、学年主任、その他の主任・主事との連携のもとに新採教諭の指導に当たる。

新採教諭は、初任者指導教員らが中心となって指導を行う校内研修（年間200時間以上300時間以下）を受ける。

d 各区、校種別の初任者（教諭職）配置状況（令和8年度）

（単位：校）

区		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
校種	小学校	一人配置校	5	3	10	2	4	6	33
	二人配置校	3	4	5	1	1	3	0	17
	三人配置校	0	0	0	0	0	0	0	0
	四人配置校	0	0	0	1	0	0	0	1
	五人配置校	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	一人配置校	4	2	8	2	2	8	2	28
	二人配置校	1	5	2	1	1	1	1	12
	三人配置校	0	0	0	0	0	1	0	1
特別支援学校	三人配置校	0	1	1	0	0	1	0	3
	四人配置校	0	0	0	1	0	1	0	2
	五人配置校	1	0	0	0	0	0	0	1
	六人配置校	0	0	1	1	0	0	0	1
合 計		14	15	27	8	8	21	6	99

(オ) 中堅教諭等資質向上研修制度

a 目 的

中堅教諭等資質向上研修は、教職経験六・七年次の教諭らに対して、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の能力、適性などに応じた研修を実施し、専門性の向上や得意分野の伸長を図るとともに、中堅教員としての自覚と使命感の涵養に資することを目的とする。

b 対 象

研修の対象者となる教員は、北九州市立の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の教諭らのうち、教諭としての経験が六年次に達した者とする。ただし、実施細目に定められた条件に該当する者は、所属長の申請により研修を免除することがある。

c 内 容

○ 校外研修

対象教諭は、教育センターなどにおける校外研修を受ける（六年次に3研修を受講。七年次に3研修を受講。）。
※養護教諭については六年次に3研修を受講。栄養教諭、学校栄養職員については六年次に2研修を受講。

○ 校内研修

対象教員は、所属長のもとに授業実践を通じた授業研究や教材研究、生徒指導及び人権教育、特定課題研究などについての校内研修（年間10日程度）を受ける。
※養護教諭及び栄養教諭、学校栄養職員については3日程度。

d 各区、校種別中堅教諭資質向上研修対象者（六年次）
（令和8年度）

（単位：人）

校種 \ 区	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合 計
小 学 校	14	27	50	19	9	50	10	179
中 学 校	11	19	18	9	10	29	6	102
特 別 支 援 学 校	4	5	13	8	0	17	2	49
高 等 学 校	0	0	0	0	0	0	3	3
合 計	29	51	81	36	19	96	21	333

(カ) 国内・海外派遣研修

○ 職階別中央研修派遣

<独立行政法人教職員支援機構派遣>

a 目 的

独立行政法人教職員支援機構において、学校経営、学習指導上の諸問題について研修を行い、その識見を高め指導力の向上を図る。

b 対 象

小・中・特別支援学校及び教育機関の管理職及び中堅教員

（派遣の状況 ※派遣期間1週間） （単位：人）

年 度	管理職	中堅教員
令和2年度	1	2
令和3年度	2	5
令和4年度	1	4
令和5年度	3	2
令和6年度	2	4
令和7年度	2	5

○ 教育大学など大学院教員派遣<福岡教育大学派遣>

a 目 的

学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を深め、専門職としての資質の向上及び力量の涵養を図る。

b 対 象

小・中・特別支援学校の教員

（派遣の状況 ※派遣期間2年間）

令和4～5年度 福岡教育大学 1人
令和5～6年度 福岡教育大学 1人
令和6～7年度 福岡教育大学 1人
令和7～8年度 福岡教育大学 1人
令和8～9年度 福岡教育大学 1人

○ 在外教育施設教員派遣 <文部科学省派遣>

a 目 的

公立学校教員を在外教育施設（日本人学校など）に派遣し、在外教育の向上と国際化に寄与する。

b 対 象

小・中・特別支援学校の教員

（派遣の状況 ※派遣期間2年間） （単位：人）

年 度	管理職	教 員
令和3～5年度	0	1（アスンシオン）
令和4～5年度	0	1（デュッセルドルフ）
令和5～6年度	0	1（ブエノスアイレス）
令和6～7年度	0	1（マナウス）
令和7～8年度	0	1（バンコク）
令和8～9年度	0	1（ニューデリー）

(キ) 教育研究論文「ふくおか教育論文」

a 目的

教育関係者の意欲喚起及び人材の育成を図るとともに、優れた教育実践の普及を行い、県下の教育活動の充実、活力ある学校教育の実現に資する。

b 応募状況（令和7年度応募総数 2点）

	研究論文	
	若年の部	一般の部
小学校	0	1
中学校	0	0
特別支援学校	0	1
高校・他	0	0
合計	0	2

※ 一般の部(教職経験年数問わず)

※ 若年の部(教職経験年数3年以下のみ)

イ 支援企画事業

(ア) 方針

a 教育実践、教育研究や教職員の資質向上への専門的・個別的な支援機能の充実を図るとともに、本市における学校教育実践上の諸課題の解決に資する情報や諸資料の収集・発信・活用を推進する。

b 全国教育研究所連盟、九州地区教育研究所連盟、福岡県教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟の協議会への参加などを通して、教育情報の積極的収集・発信を行い、本市教育の活性化に資する。

(イ) 本年度の重点

～ 学校・教職員の教育実践を支援及び人材確保に資する事業の展開 ～

- ・ 若年教員支援の充実
- ・ SD支援の充実
- ・ 教育情報の収集・発信

(ウ) 事業内容

支援企画事業を、以下に示す6つの事業内容で構成する。

① 若年教員支援

○ 教師のしおり

- ・ 「教師のしおり」を作成し、新採教職員等が研修や実践で活かせるようにする。
- ・ 「教師のしおり」を教育センターのホームページよりデータで閲覧（一部制限）できるようにし、せんせいチャンネルには全編公開のデータを掲載し、いつでも・どこでも・だれでも活用できるようにする。

○ kitaQみらい塾

- ・ 教師を目指す学生を対象に、教師としての資質向上を図る講座、「kitaQみらい塾」を設ける。
- ・ 本市で働きたいという思いを高めるとともに、意欲をもった優秀な人材確保に資する講座を実施する。

- ・ 教育実習実施協議会加盟大学と連携を図りながら、出前講座を年2回実施する。

○ せんせいスタートプロジェクト

- ・ 将来教職に興味がある高校生を対象に、教師の魅力を伝えるとともに、教職課程がある近隣大学を紹介し、将来の「先生のみ手」の増加を目指す。
- ・ 本市教職員の出身が多い高校22校を対象に希望調査を行う。希望がある高校には日程調整を行い、訪問型の講座を実施する。

○ 新採教職員応援講座（Fresh Teachers+）

新規採用教職員が、教員生活を安心してスタートできるよう、基本的なことを学び、実践の技能を習得する。

○ 教育実習

大学、実習校、関係各課と連携し、教育実習を円滑に行い、実習生の充実した学びにつなげる。

② SD支援

○ 教C寺子屋一休さん

水曜日を基本に「教C寺子屋一休さん」を実施する。市内各種サークルと連携し、優れた指導技術を伝え、教職員の実践的指導力の向上を目指すとともに、学校教育に関わる優れた技術・文化の継承を図る。

○ 教育研究推進（自主サークル）事業

自主サークルにおける活動の活性化を図り、教育課題の解決に向けた自主的な研究が充実できるように支援する。

○ 明日に+オンライン

若年次の教員同士がオンライン上で交流することを通して、日々の実践に活用できるアイデアを収集するとともに、同僚性を構築する一助とする。

③ 教育情報の収集・発信

・ 教職員専用WEBサイト「kitaQせんせいチャンネル」で、授業づくり動画等を配信し、各校における校内研修での活用を図る。

・ 「kitaQせんせいチャンネル」内の一部コンテンツを一般公開することにより、教育センターのホームページを充実させ、教育委員会の事業を広報する。

・ 教育センターだよりや教育センターの事業に関する情報発信を行い、OJTやSDの充実につなげる。

④ 長期派遣研修員研究

長期派遣研修員が中心となり、本市の教員の資質向上に向けた有効な手だてを明らかにするために研究を進める。本年度は、人材育成を目指した本市教育委員会の施策の活用を図りながら、学び続ける教員等の育成のために有効なシステムを探っていく。

⑤ 教育研究所連盟共同研究

全国教育研究所連盟、九州地区教育研究所連盟、福岡県教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟への参画及び研究発表会等への積極的参加を通して、教育情報の収集を行う。

⑥ 研究大会等

市内学校の研究発表会・大会等の情報を集約、発信し、教職員の参加を促進する。

2 特別支援教育相談センター



所在地 小倉南区春ヶ丘 10 番 2 号

電 話 921-2230 FAX 923-3010

(1) 目的

特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校などへの専門的な相談支援を行う。

(2) 人員体制

役職等	人数	
所長	1 名	
指導主事	5 名	早期相談 1 名
		巡回相談 1 名
		教育相談 1 名
		就学相談 2 名
		通級相談 1 名
会計年度任用職員	13 名	巡回相談 2 名
		教育相談 3 名
		就学相談 3 名
		早期相談 3 名
		事務補助 2 名
就学相談担当係長	1 名	就学相談 1 名

(3) 事業概要

① 巡回相談事業

学校を巡回し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の様子を踏まえて、適切な指導や必要な支援の在り方について教職員に指導・助言する。また、校内支援体制づくりや個別の指導計画等の作成についても助言する。

令和 7 年度 巡回相談実施状況

実施校数	相談回数(延べ)	時間数(延べ)
35	61	170

② 教育相談事業

通常の学級に在籍する児童生徒や保護者を対象に必要な教育的支援等の相談に応じる。状況に応じて、近隣の総合療育センター等との連携も図っていく。

＜主な相談内容＞

- ・家庭での対応や関わりに関する相談
- ・学校や幼稚園・保育所（園）などでの指導や支援に関する相談
- ・就学や進路に関する相談
- ・その他、特別支援教育に関する情報提供

＜教育相談の方法＞

月～金曜日

9：00～16：00

令和 7 年度教育相談の実施状況（主訴別人数）

主 訴	人 数（人）
学習面	275
行動面	167
対人面	27
言語面	13
情緒面	122
その他	6
合 計	610

③ 就学相談事業

障害等のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズや障害の状態等を総合的に把握し、そのもてる力を高めるために、適切な就学先を決定するための相談を行う。

就学相談会では、保護者への面談や教育的・心理学的及び医学的観点から、幼児児童生徒の障害の状態などを総合的に理解する。その結果を受け、保護者と相談しながら就学する学校を決定する。

- ・定期就学相談会 8 月～11 月 5 回
- ・夏期就学相談会 夏季休業日中 3 回
- ・就学相談会 随時実施

令和 7 年度 就学相談に伴う就学措置状況

就学相談結果の就学先	人 数（人）
特別支援学級	781
通常の学級	414
市立特別支援学校	165
県立特別支援学校	0
県立視覚特別支援学校	1
県立聴覚特別支援学校	7
合 計	1,368

④ 通級相談事業

通常の学級に在籍し、学習におおむね参加できている、言語障害、難聴、弱視、自閉症、情緒障害、LD、ADHD などの児童生徒と保護者を対象に、通級による指導が適しているかを判断するための相談をする。

- ・通級による指導の相談会 10 月～11 月 4 回
- ・通級相談会 随時実施

令和 7 年度通級相談申込人数 814 人

⑤ 早期相談事業

年中・年長園児の就学に関する教育相談や巡回相談を行う。適切な学びの場を選択できるよう相談を進め、必要に応じて医療や福祉等の関係機関等との連携を図る。

令和 7 年度 早期相談実施状況

早期教育相談（人）	214
早期巡回相談（人）	52

Ⅶ 教 職 員

1 学級編制基準と教職員定数の概要

○学級編制基準

公立の小学校、中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）の学級編制基準については、国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）で定めた人数を標準として、北九州市独自の基準により学級編制を実施している。

（小学校）

学年	義務標準法	北九州市
全学	35 人	35 人

（中学校）

学年	義務標準法	北九州市
1 年	35 人	35 人
2 年	40 人	35 人又は 40 人 ※
3 年	40 人	35 人又は 40 人 ※

※学校長の裁量により決定

○教職員定数

2 教職員の採用

本市公立学校の教員採用では人物を重視し、とくに「北九州市の教職員に求められ、期待される資質」として、

- ① 高い使命感と豊かな人間性
- ② 学び続ける姿勢と柔軟な対応力
- ③ 誰一人取り残さない姿勢と人権尊重の精神

といった点に重点を置いている。

これら資質・能力の実証を得るため、面接、実技、筆記試験など総合的な試験を実施し、試験合格者を採用候補者名簿に登載し、その中から採用を行っている。

公立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数については、国が義務標準法で規定する学級数、児童生徒数等に応じて算定された人数（基礎定数）及び北九州市の要望に基づき、国により教育上特別の配慮を必要とする事情に応じて配当された人数（加配定数）に基づいて、教職員定数を定めている。

（参考）主な加配定数の種類

種別	活用方法
指導方法工夫改善加配	・35 人以下学級編制の実施 ・少人数・小学校専科指導 ・産育代替安定的確保のための支援 等
児童生徒支援加配	・学習指導・生徒指導・進路指導等の特別な指導 ・小規模校支援 ・日本語指導 等
特別支援教育加配	・通級指導 ・特別支援学校におけるセンタ－的機能の整備 等
研修等定数加配	・新採指導教員 ・教育センター等へ派遣 等

令和 8 年度教職員採用実績

区 分	小学校教諭			中 学 校 教 諭										特別支援学校 教諭	養護教諭	栄養教諭	中 計	学校事務職員	合 計	
採用人数	小学校	小中一貫	小計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技術	家庭	英語	小計	32人	5人	0人	180人	6人	186人
	80人	1人	81人	10人	11人	8人	8人	3人	2人	10人	1人	2人	7人	62人						

3 教職員の人事評価制度

① 趣 旨

教職員一人ひとりの意欲を引き出し、能力を向上させ、学校教育を活性化させるため、目標管理・能力開発型の人事評価制度を実施するもの。

② 制度の内容

ア 自己評価・自己申告

校長が示す学校経営方針を踏まえ、教職員が自ら目標を設定し、職務に取り組むとともに、自己評価を行って自己の実践を振り返り、自己の能力や改善点を把握することによって、個々人の能力開発・向上を図る。

イ 定期評価

個々の教職員の長所、短所等を的確に把握し、能力開発に生かしていくとともに、能力や実績などを適正に評価することで教職員の意欲を引き出し、さらには学校教育を活性化しようとするもの（５段階評価）。

4 マイスター教員制度

① 趣 旨

他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員をマイスター教員として認定し、他の教員への指導に活かすことによって、本市の教員全体の指導力の向上を図るもの。なお、これまでマイスター教員が担ってきた役割が、指導教諭やメンタリング教員など他の制度の役割と重複するようになってきた状況を受け、令和５年度からマイスター教員の新規認定を休止したが、現在認定されている者は、活動を継続している。

② マイスター教員の活動内容

- ・ 指導案作成や教材作成等の授業づくりに対する相談受付
- ・ 教育センター等で行われる研修や講座等における講師
- ・ マイスター教員による授業の公開・録画
- ・ その他自主活動

③ 令和７年度マイスター教員数（合計12人）

区分	教科	人数
小学校	国 語	1 人
	算 数	1 人
	社 会	0 人
	生活・総合	1 人
	学級経営	1 人
	養護	1 人
	音楽	0 人
	特別支援教育	1 人
中学校	国 語	4 人
	理 科	2 人
	保健体育	0 人

5 優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰制度

① 趣 旨

学校教職員等の意欲や努力に報いる方策として、優れた教育活動などを実践している教職員を表彰するもの。

② 表彰の対象となる教育活動などの内容

- ア 教員の表彰は次の項目で２つ以上該当することが条件。
- ・ 卓越した指導力で、模範となる授業を実践している
 - ・ 児童生徒、保護者、地域住民から大きな信頼を得ている
 - ・ 教育的愛情を持って模範となる生徒指導などを行っている
 - ・ 学校教育の目標を達成するために学校運営に大きく貢献している
 - ・ 適切な指導により部活動などで優れた実績を上げている
 - ・ 研修・研究活動において優れた実績を上げている
 - ・ その他優れた教育活動を実践している

イ 事務職員及び学校栄養職員の表彰は、それぞれの職務分野において優れた成果を上げ、学校運営に大きく貢献していることが条件。

ウ 学校または教職員組織の表彰は次の項目のいずれかに該当することが条件。

- ・ 教材研究、指導方法の工夫又は改善その他の模範となる教育活動を行い、顕著な成果を上げた
- ・ 児童生徒、保護者又は地域住民からその実践している教育活動について大きな信頼を得ている
- ・ 児童生徒に対して教育的な愛情を持って他の模範となる教育活動を行い、顕著な成果を上げた
- ・ 学校教育の目標を達成するために学校運営の改善に顕著な成果を上げた
- ・ 適切な指導により部活動等で優れた実績を上げた
- ・ 学校教育に有益な調査又は研究活動を行い、優れた実績を上げた
- ・ その他上記に準じる教育活動等を行っている

エ 上記のうち特に優れた教育活動などを実践している教職員等に対しては特別表彰を行っている。

また、令和８年度から子どもたちの未来のために積極的にチャレンジを試みる校長に対し、「チャレンジ校長賞【School Change Maker Award】」を新設した。

③ 実 績

ア 個人表彰（平成16年度から令和７年度）
表彰数 770名（うち特別表彰 89名）

イ 団体表彰（平成29年度から令和７年度）
団体表彰数 17団体

④ 令和7年度の状況

個人表彰数	うち特別表彰	団体表彰数
24	3	1

6 教職員の健康管理

健康管理に関する下記の事業を実施している。

- ・ 教職員保健室（健康相談室）の運営
- ・ 健康診断・予防接種
- ・ 産業医・専門医による健康相談、保健指導
- ・ 過重労働による健康障害防止のための保健指導
- ・ ストレスチェック
- ・ 各種相談事業
 - ①教職員健康相談
 - ②教職員こころの健康相談室
- ・ 健康管理に関する研修
- ・ 学校産業医の選任及び衛生委員会の設置

VIII 学校保健

児童生徒の健康の保持増進を図ることは、学校教育の円滑な実施とその効果の確保に資する基本的な要件である。

学校保健は、この基本的な考え方に立ち、生涯にわたって健康に対する理解と認識を深めさせ、健康な生活を営むために必要な態度や生活習慣を身につけさせることをねらいとし、各種対策を進めている。

1 健康診断の実施

(1) 児童生徒の定期健康診断

児童生徒の心身の状況を正しく把握するため、学校保健安全法に基づき、毎学年、定期に各種健康診断を実施し、疾病を有する児童生徒に対して治療を受けるよう指導・助言を行い、児童生徒の健康の保持増進を図っている。

① 児童生徒発育状況（令和7年度）

区 分		小 学 校						中 学 校		
		6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳
身長 (cm)	男	116.2	122.1	128.0	133.6	139.2	145.8	153.5	160.6	165.7
	女	115.1	121.3	127.2	133.9	140.8	147.4	151.8	154.7	155.8
体重 (kg)	男	21.2	24.0	27.5	31.3	35.2	39.9	45.5	50.5	55.6
	女	20.8	23.7	26.8	30.9	35.4	40.5	44.6	48.0	49.8

② 児童生徒疾病被患率Ⅰ（令和7年度）

（単位：％）

区 分		小 学 校						中 学 校		
		6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳
伝 染 性 眼 疾 患	男	0.59	0.20	0.14	0.23	0.17	0.17	0.19	0.19	0.04
	女	0.56	0.25	0.34	0.22	0.05	0.09	0.03	0	0.08
アレルギー性結膜炎	男	2.78	4.29	3.89	3.91	4.12	3.36	2.61	2.62	2.26
	女	3.26	2.52	3.44	3.56	2.57	2.51	2.16	2.07	2.13
そ の 他 の 眼 疾	男	8.13	6.38	7.30	9.69	10.48	11.34	10.51	9.33	9.10
	女	8.96	6.37	8.73	9.85	11.32	10.79	12.03	9.37	9.80
視力1.0未満の者	男	29.42	30.86	34.02	37.35	41.87	48.29	51.51	54.35	57.34
	女	31.29	33.30	38.66	42.73	47.39	50.42	53.40	59.16	60.28
難聴の疑いの者	男	2.08	1.29	1.18	—	1.41	—	1.50	—	1.20
	女	1.65	1.71	1.46	—	1.58	—	1.50	—	1.22
尿蛋白検出者	男	0.03	0.03	0	0	0.09	0.06	0.30	0.32	0.26
	女	0	0.07	0.10	0.09	0.13	0.42	0.28	0.34	0.11
尿糖検出者	男	0.07	0.10	0.03	0.16	0.15	0.09	0	0.32	0.19
	女	0.10	0.07	0.03	0.03	0.07	0.16	0.17	0.24	0.35

③児童生徒疾病被患率Ⅱ（令和7年度）

（単位：％）

区 分			小 学 校						中 学 校		
			6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳
う 歯	処置を完了した者	男女	12.64 10.71	16.87 14.35	20.48 18.50	24.05 22.38	22.83 22.00	18.25 16.97	18.63 21.38	19.55 23.87	20.00 23.21
	未処置歯のある者	男女	18.52 18.11	20.07 20.71	22.44 21.72	22.58 21.76	19.38 17.68	14.38 14.39	13.07 14.25	13.16 15.29	15.49 16.02
そ の 他 の 歯 疾 患			8.95 8.75	9.68 11.12	10.50 10.72	12.92 11.15	10.33 10.01	9.75 9.60	8.13 7.54	8.66 8.64	7.88 9.21
口 腔 の 疾 患 ・ 異 常			0.06 0.06	0.18 0.25	0.15 0.24	0.23 0.26	0.19 0.06	0.25 0.21	0.15 0.09	0.03 0.03	0.15 0.03

④児童生徒疾病被患率Ⅲ（令和7年度）

（単位：％）

疾 病 別 校 種		耳 疾 患	鼻 副 鼻 腔 疾 患	口 腔 咽 頭 疾 患 異 常	心 電 図 異 常	言 語 障 害	せ き 柱 側 わ ん 症	栄 養 不 良	肥 満 傾 向	せ き 柱 胸 郭 異 常	伝 染 性 皮 膚 疾 患	心 臓 疾 患 異 常	ぜ ん 息	腎 臓 疾 患	寄 生 虫 病
小 学 校	男	2.90	5.80	1.11	0.24	0.08	0.01	0.26	2.55	0.00	0.00	0.15	0.36	0.04	－
	女	2.89	3.80	0.74	0.17	0.02	0.02	0.22	1.95	0.00	0.01	0.13	0.24	0.04	－
中 学 校	男	2.40	4.74	0.75	0.81	0.04	0	0.15	1.08	0.03	0.01	0.25	0.88	0.04	－
	女	1.47	2.40	0.60	0.54	0	0.07	0.22	0.56	0	0	0.21	0.58	0.04	－

⑤ 心臓検診（令和7年度）

特発性心筋症、心筋炎等による突然死から児童生徒を守るため、心電図検診などを実施し、異常者の早期発見と生活管理指導を行っている。

（単位：人）

区 分		小 学 校	中 学 校	特別支援学校	高 等 学 校	合 計
心 電 図	第 1 次 検 診	7137	7226	357	199	14919
	第 2 次 検 診	272	328	6	22	628
要 精 密 者		80	109	5	4	198

（2）就学時健康診断

4月に入学する就学予定者を対象として、前年の10～11月に健康診断を行い、心身の状況を把握し、保健上適切な就学について指導を行っている。（令和7年度）

区 分	受 検 者	栄 養		脊 柱 異 常	胸 郭 異 常	眼 の 疾 病 異 常	耳 鼻 科		伝 染 性 皮 膚 疾 患	歯 の 疾 病 異 常						心 臓 疾 患	結 核 性 疾 患	そ の 他 の 疾 病 異 常	
		栄 養 不 良	肥 満 傾 向				へ ん と う 肥 大	耳 鼻 咽 頭 疾 患		そ の 他 の	う 歯				そ の 他 の 歯 疾 患				口 腔 の 疾 患 異 常
											乳 歯		永久歯						
											処 置	未 処 置	処 置	未 処 置					
男 (人)	3232	1	13	3	2	18	1	3	5	445	471	13	10	14	255	37	0	122	
女 (人)	3107	0	15	0	0	18	3	3	4	374	426	21	15	23	274	33	1	104	
計 (人)	6339	1	28	3	2	36	4	6	9	819	897	34	25	37	529	70	1	226	
率 (%)	98.04	0.02	0.44	0.05	0.03	0.57	0.06	0.09	0.14	12.92	14.15	0.54	0.39	0.58	8.35	1.10	0.02	3.57	

2 う歯予防対策

う歯予防対策として、昭和48年から小学2・3年生を対象として実施していたイオン導入法による「フッ化物塗布」から切り替え、むし歯予防により高い効果が見込まれる「フッ化物洗口」を市立小学校全校で導入している。令和3年度にモデル校3校で開始し、令和4年度はモデル校を31校追加、令和5年10月から市立小学校全校で実施というように段階的に開始した。週1回、1～6年生の希望者に対し、フッ化ナトリウム溶液を用いた洗口を実施している。

特別支援学校小学部においては、令和5年度からフッ化物塗布の対象を小学部全学年に拡大して実施している。

また、福岡県歯科衛生士会の歯科衛生士によるむし歯予防、歯肉炎予防に関する歯科保健指導を、希望する小学校の2年生（5、6年生も可）を対象に実施している。



3 学校安全

- ① 小中学校における事故件数と医療費給付状況
- 学校では、災害から児童生徒を守るため、保健・安全の年間計画を立て、安全管理、安全教育の充実を図るとともに、学校安全に関する組織活動の充実に努めている。
- 近年、児童生徒の体力・運動能力の低下及び敏しょう性の欠如などにより、些細な事故で骨折したりするケースが多くなっている。

小中学校における事故件数と医療費給付状況(令和7年度)			
区 分	総数(件)	小学校(件)	中学校(件)
骨 折	1,360	591	769
捻挫・脱臼	1,170	572	598
打撲・挫傷	1,933	1,077	856
創 傷	441	338	103
火 熱 傷	25	19	6
歯・顎の損傷	51	36	15
そ の 他	406	172	234
合 計	5,386	2,805	2,581
振興センター給付金額	34,274,083円	11,398,489円	22,875,594円

4 医療費援助事業

学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病を有する要保護及び準要保護の児童生徒に対し、公費による治療費の援助を行っている。

実 施 状 況 (令和7年度)											
区 分	トラコーマ	結膜炎	伝染性軟弱	中耳炎	慢性副鼻腔炎	アデノイド	う 歯	寄生虫病	通院費	合 計	
小 学 校	件数(件)	0	6	0	3	2	751	0	0	764	
	金額(円)	0	6,190	0	3,700	2,350	3,404,681	0	0	3,422,141	
中 学 校	件数(件)	0	0	0	0	2	273	0	0	275	
	金額(円)	0	0	0	0	9,560	1,202,011	0	0	1,211,571	
特別支援学校	件数(件)	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
	金額(円)	0	0	0	0	0	203,550	0	0	203,550	
合 計	件数(件)	0	6	0	3	4	1,026	0	0	1,041	
	金額(円)	0	6,190	0	3,700	11,910	4,810,242	0	0	4,837,262	

- ② 日本スポーツ振興センター共済掛金負担金
- 学校管理下での不慮の災害に際しては、日本スポーツ振興センターから医療費・障害見舞金・死亡見舞金などの給付を受けている。

日本スポーツ振興センター共済掛金負担金(令和7年度)							
区 分	小学校	中学校	特別支援学校(小・中)	幼稚園	高校(特含む)	合 計	
一 般	人員	36,331	17,632	876	2	1,067	55,908
	単価(円)	935	935	935	285	2,165	
	金額(千円)	33,969	16,486	819	1	2,310	53,585
準要保護(控除あり)	人員	4,589	3,134	3			7,726
	単価(円)	705	705	705			
	金額(千円)	3,235	2,210	2			5,447
準要保護(控除なし)	人員	1,045	713				1,758
	単価(円)	935	935				
	金額(千円)	977	667				1,644
要保護	人員	457	344	27			828
	単価(円)	45	45	45			
	金額(千円)	21	15	1			37
合 計	人員	42,422	21,823	906	2	1,067	66,220
	金額(千円)	38,202	19,378	822	1	2,310	60,713

5 北九州市学校保健会

① 事業概要

学校における保健管理の重要性に鑑み、これに関する調査研究ならびに普及進展を図り、学校保健施策の向上に寄与することを目的とし各種事業を行っている。



○ 事業概要（令和7年度）

期 日	事 業 名	開 催 地
5月20日	学校における歯と口の健康づくり推進委員会	小倉北区役所
5月23日	理事会	小倉北区役所
6月8日	デンタルフェア2025in北九州	A I M
7月21日	第76回指定都市学校保健協議会	仙台市
5月～6月	学校プール管理者講習会（学校薬剤師部会）	各区1会場 ハイブリッド開催
7月30日	養護教諭部会夏期研修会	ウェルとばた
9月25日	栄養教諭部会研修会	オンライン開催
10月18日 ～19日	第70回日本PTA九州ブロック研究大会 福岡市大会	福岡市
11月20日 ～21日	令和7年度全国学校保健・安全研究大会	神奈川県
11月14日	第60回北九州市学校保健大会	ウェルとばた
11月22日	北九州市薬剤師講習会	リーガロイヤルホテル
11月26日	戸畑支部講演会	戸畑医師会館
12月3日	若松支部研修会	若松医師会館
<8年> 1月22日	小倉支部研修講演会	オンライン開催
2月2日	門司支部研修大会	門司区医師会館
2月19日	八幡支部研修会	八幡医師会館
3月12日	北九州市医師会研修会	オンライン開催

① 北九州市学校保健表彰（令和7年度）

ア 学校保健優良学校

最優秀校 祝町小学校
最優秀校 あやめが丘小学校

イ 学校保健功労者

学 校 医 田中 秀幸 （南丘小学校）
青木 義憲 （菅生中学校）
富士本 一志 （田原小学校 横代中学校
小倉南特別支援学校）
半田 祥一 （青山小学校）
石本 聖一 （永犬丸西小学校
八枝小学校）
末吉 信之 （小池特別支援学校）
津田 恵次郎 （若松中央小学校）
北尾 健二郎 （藤木小学校 高須小学校
高須中学校）
村上 忠正 （江川小学校 高須小学校
高須中学校 青葉小学校
洞北中学校 ひびきの小学校）

学校歯科医 秋満 忠啓 （萩ヶ丘小学校）
荻野 茂 （思永中学校）
姫田 東高 （塔野小学校）

学校薬剤師 森重 文弘 （赤崎小学校）
石井 裕太 （二島小学校）
坂本 義徳 （河内小学校 大蔵小学校）

6 A E D（自動体外式除細動器）の導入

学校における運動中やその直後の心停止者の救命率の向上や、災害発生時に学校へ避難する市民の万が一に備えるため、市立学校198校にA E D（自動体外式除細動器）を導入している。

IX 学校給食

児童生徒の時期においてはもとより、生涯を通じて食生活に関する正しい理解を深めさせていくとともに、健康について幅広く考えていく姿勢を身につけさせるため、小学校・中学校・特別支援学校において学校給食を実施している。

給食形態は、完全給食（米飯またはパン・牛乳・副食）。
なお、中学校については、中学校完全給食モデル事業の検証を経て、中学校における食育推進施策の充実を図る観点から、平成21年度から段階的に親子方式（近隣の小学校の給食室で調理し、保温食缶で中学校へ配送）による完全給食を導入し、平成23年4月から全校で完全給食を実施している。

また、令和4年度からの物価高騰の影響を踏まえ、給食食材の値上げ分に相当する経費を予算に計上し、給食費を据え置くとともに、令和8年4月からは、小学校について、国の「給食費負担軽減交付金」を活用し、国の基準額を超える部分を市が負担することで、保護者負担額を無償としている。



1 北九州市学校給食審議会

北九州市附属機関の設置に関する条例により設置されたもので、北九州市学校給食審議会規則に基づき、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査、審議する。

- ① 学校給食の企画及び運営に関すること
- ② 学校給食の普及、発展に関すること
- ③ 学校給食の指導方針に関すること
- ④ その他、学校給食に関して、教育委員会が必要と認めること

(単位：人)

給食実施学校長代表	4
北九州市PTA協議会代表	4
関係行政機関代表	1
学識経験者	6
合 計	15

※任期は2年。

○ 給食実施状況 (令和8年5月現在)

校種	給食	区名 項目	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	合 計	備 考
小学校	完全給食	学 校 数 (校)	16	20	26	13	11	32	8	126	教職員を含む
		実 施 学 校 数 (校)	16	20	26	13	11	32	8	126	
		給 食 数 (人)	3,951	7,355	10,869	4,398	2,934	12,311	2,448	44,266	
		給食費 (月額) (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学校	完全給食	学 校 数 (校)	7	9	14	6	7	15	4	62	教職員を含む
		実 施 学 校 数 (校)	7	9	14	6	7	15	4	62	
		給 食 数 (人)	1,901	3,652	5,560	2,677	1,680	6,388	1,220	23,078	
		給食費 (月額) (円)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	
特別支援学校	完全給食	学 校 数 (校)	1	1	2	1	0	2	1	8	教職員を含む
		実 施 学 校 数 (校)	1	1	2	1	0	2	0	7	
		給 食 数 (人)	322	316	666	268		467		2,039	
		給食費 (月額) (円)	小0	小0	小0	小0		小0		小0	
			中 } 5,100 高 }	中 } 5,100 高 }	中 } 5,100 高 }	中 } 5,100 高 }		中 } 5,100 高 }		中 } 5,100 高 }	

2 完全給食

小学校、中学校及び特別支援学校の全校で完全給食を実施している。小学校及び特別支援学校の令和8年度の給食基本日数は、小学校年間185日、特別支援学校年間184日。調理方式は、各学校で調理する「単独校調理場方式」である。

中学校については、令和8年度の給食基本日数は183日。調理方式は、近隣の小学校の給食室で調理し、保温食缶で中学校へ配送する「親子方式」である。

令和8年度も引き続き、病原性大腸菌O157を始めとするさまざまな食中毒の発生を予防し、子どもたちに安全でおいしい給食を提供する。

なお、平成18年度から、食物アレルギー対応給食として、アレルギー食材を調理の最終段階で取り除く「除去食」を実施している。

① 献立

文部科学省基準をもとに、保護者、学校教育関係者、関係行政機関及び学識経験者で構成される「北九州市学校給食献立委員会」で、児童生徒の栄養、安全・衛生、し好などの意見を聞きながら、学校給食の献立を決定している。



ア 小学校・中学校 献立実施内容（令和7年度）

献立	割合（％）	
	小学校	中学校
サンド	2.1	0.9
混ぜご飯	7.9	7.2
煮物	17.9	16.6
汁物	24.6	21.9
揚げ物	5.4	5.2
炒め物	12.1	11.6
和え物	12.1	10.7
蒸し物	1.9	2.9
焼き物	5.6	12.0
その他	3.8	4.8
果物	3.1	2.9
デザート	3.5	3.3
合計	100.0	100.0

イ（小学校）児童1人1回当たり栄養供給量（令和7年度）

栄養素	区分	年平均	北九州市基準
エネルギー (kcal)		646	650
たんぱく質 (g)		25.2	24.4
脂質 (g)		21.1	21.7
カルシウム (mg)		360	350
マグネシウム (mg)		94	50
鉄 (mg)		3.0	3.0
ビタミンA (レチノール当量・μgRAE)		310	200
ビタミンB1 (mg)		0.5	0.4
ビタミンB2 (mg)		0.6	0.4
ビタミンC (mg)		30	25
食物繊維 (mg)		6.1	4.5
食塩相当量 (g)		2.2	2.0未満

（中学校）生徒1人1回当たり栄養供給量（令和7年度）

栄養素	区分	年平均	北九州市基準
エネルギー (kcal)		823	830
たんぱく質 (g)		31.9	31.1
脂質 (g)		25.2	27.7
カルシウム (mg)		439	450
マグネシウム (mg)		124	120
鉄 (mg)		4.1	4.5
ビタミンA (レチノール当量・μgRAE)		400	300
ビタミンB1 (mg)		0.7	0.5
ビタミンB2 (mg)		0.7	0.6
ビタミンC (mg)		38	35
食物繊維 (mg)		8.0	7.0
食塩相当量 (g)		2.7	2.5未満

ウ 児童生徒1人1回当たり食品構成（令和7年度）

区分 食品群	小学校		中学校	
	年平均	北九州市基準	年平均	北九州市基準
主食（精白米）	81.0	80.0	99.0	100.0
主食（小麦粉）	56.1	60.0	75.6	80.0
牛乳	204.9	206.0	204.9	206.0
小麦粉及びその製品	4.6	5.0	8.3	9.0
いも及びでん粉	24.1	30.0	34.6	35.0
砂糖類	3.4	3.0	4.5	4.0
油脂類	4.1	3.0	5.4	4.0
種実類	0.8	3.0	1.3	3.5
豆類	3.9	5.0	5.1	6.0
豆製品	18.3	16.0	25.8	18.0
魚介類	10.4	16.0	14.8	21.0
小魚	1.7	3.0	3.3	3.5
肉類	19.0	15.0	26.6	19.0
卵	4.8	6.0	9.7	12.0
乳製品	6.0	4.0	9.3	6.0
緑黄色野菜	24.6	23.0	33.5	35.0
その他の野菜	68.2	70.0	85.9	82.0
きのこ類	1.0	4.0	1.4	4.0
果物	7.8	32.0	9.1	40.0
藻類	0.8	2.0	1.1	4.0

○ 献立作成の基本方針

成長期にある児童生徒の心身の発達に資するため、栄養バランスのとれた魅力的な給食を提供し、健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣の習得など、食育指導を効果的に進めるための「生きた教材」となるような献立を作成する。

また、食を育む自然を尊重し、食に関わる人々への感謝の気持ちをかん養するとともに、地域の文化や伝統に対する理解や関心を深めるため、地場産物の活用や、郷土食、行事食の提供を進める。

3 食に関する指導

食育推進を図るため、栄養教諭が実施学校に対し、学校訪問などの機会をとらえて、学級担任らと連携し、食に関する指導・助言を行っている。

また、給食関係職員について、職員研修、調理研修等を通して専門的な知識、技能の習得に努めるなど「より楽しく、おいしい給食」の実現を目指している。

4 市立学校給食会館

学校給食の普及実施のため、学校給食会館を設置し、各種研究会及び調理実習研究会などが実施されている。

所在地 小倉北区田町14番6号
電話 571-2536 FAX 581-9072

5 公益財団法人北九州市学校給食協会

所在地 小倉北区田町14番6号
電話 571-2536 FAX 581-9072

給食協会は、本市の学校給食の充実発展とその運営の円滑を図るため、次の事業を行っている。

- ① 学校給食用物資の安定的な供給に関する業務
- ② 学校給食における食育の推進に関する業務
- ③ その他、学校給食の普及奨励に関する業務

ア 機構

理事長：1人（常勤）
理事：6人（上記役員を含む）
監事：2人
評議員：7人

イ 理事の選任

理事は、評議員会の決議によって選任され、理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

ウ 事務局

事務局長：1人
職員：5人
合計：6人

エ 専門委員会

- (ア) 学校給食用物資共同購入委員会（委員10人）

北九州市学校給食用物資納品規格書に基づき、納入業者に見本の提出を求め、試食・調理テスト（味、色、香りなど）、食品添加物の有無、衛生面、調理上の問題を検討し、物資を選定する。

- (イ) 学校給食用物資納入業者選定委員会（委員7人）

物資納入を希望する業者から提出された申請書等の書類審査など及び実地調査に基づき審査し、基準に適合した業者を登録業者に認定する。

（令和7年度60業者）